

令和8年度

# 危機管理マニュアル

(含 災害予防計画書)



長野県伊那弥生ヶ丘高等学校

# 目次

I	学校における危機管理	2
1	危機管理とは	
2	危機管理のプロセス	
II	本校の危機管理体制	2
1	未然防止の（平常時）の対応	
(1)	防犯の取組	
(2)	熱中症防止	3
(3)	落雷事故防止対策について	13
2	緊急事態発生時の対応	16
(1)	事件事故など緊急事態発生時の対処・救急及び緊急連絡体制（図1）	
(2)	災害時発生時の体制と対応	
(3)	確認事項	
(4)	連絡すべき事項の文例など（関係機関等への緊急通報、支援の要請など）	
(5)	関係保護者へ迅速に連絡する	
	図1：事件事故など緊急事態発生時の対処・救急及び緊急連絡体制	
III	重大事件・事故への対応マニュアル（校内）	18
IV	令和8年度 学校災害予防計画書	
1	日常（平常時）の防災体制の確立と取り組み	20
(1)	学校防災組織と任務	
(2)	安全管理	
(3)	防災教育・研修	
(4)	防災避難訓練	
2	災害発生時の体制と対応	22 ~ 23
(1)	台風・暴風・大雪等発生時の対応	
(2)	災害発生時の初期対応	
①	災害発生時別対応行動	
②	緊急時（学校災害対策本部設置時）の教職員動員計画	
(3)	学校災害対策本部の組織と任務（各班の活動内容）	24
(4)	災害発生時の場所別・時間帯別の対応	27
①	在校時における震災対応 【別記】在校時被災状況別の対応	
②	校外活動中における震災対応 【別記】修学旅行で県外にいる際に旅行先で地震が発生した場合	
③	登下校時の震災対応	
④	休日・夜間等の震災対応	
(5)	災害発生時の家庭への連絡と生徒の引き渡しの基本対応	32
①	生徒が学校にいる場合	
②	登下校途中の場合	
③	帰宅後や休日など生徒が自宅にいる場合 【別記】災害伝言ダイヤルについて	
(6)	学校が避難場所になった場合の対応 【別記】伊那市地域防災計画	33
(7)	Jアラート発信時の対応	38
3	資料	

## I 学校における危機管理

### 1 危機管理とは

「子どもたちや教職員等の生命や心身等に危害をもたらす様々な危険を未然に防止するとともに、万一、事件・事故災害が発生した場合に、被害を最小限にするために、適切かつ迅速に対処すること」（H18.3文部科学省）

### 2 危機管理のプロセス

#### (1) 発生前＝リスク・マネジメント

- ① 危機の予知・予測
- ② 危機の未然防止
- ③ 日常の安全確保

#### (2) 発生後＝クライシス・マネジメント

- ① 緊急事態発生時の対応 学校の危機管理マニュアルに沿って、初動・初期対応
- ② 事後の危機管理 再発防止 通常生活の再開 心のケア

## II 本校の危機管理体制

### 1 未然防止の（平常時）の対応

#### (1) 防犯の取組

##### ① 地域ぐるみの安全体制の確立

地域や警察と不審者情報等を共有するとともに、生徒及び保護者への注意喚起を常に行う。

##### ② 万一来備え、緊急連絡体制を整備する。

- a 緊急事態発生時の連絡や支援要請のために、「**オクレンジャー学校連絡網**」を活用する。
- b 緊急時の学校の登下校対応について保護者に周知する。

##### ③ 不審者侵入防止体制を確立するとともに、定期的に安全管理体制を確認する。

- a 校門等における来訪者向け案内の定期的点検
- b 来訪者の校舎入口や受付への案内、誘導等の定期的点検と受付での来訪者の確認、名札の着用依頼
- c 教職員による定期的な校内巡視と、異変があった場合の情報共有と次の行動。また、夜間や休業日の施錠の徹底

##### ④ 来訪者への対応を明確にする。

- a 不審者を発見した場合は、即座に110番通報をする。（所轄署への連絡では、パトカーの配備など警察の緊急対応が遅れる。）
- b 警察への通報基準

- |   |
|---|
| <p>ア 生徒や教職員に危険が感じられる場合</p> <p>イ 威圧行為を繰り返したり、脅迫している場合</p> <p>ウ 窃盗行為をしようとしている場合</p> <p>エ 覚醒剤やシンナーなどの薬物を使用している場合</p> <p>オ 火災発生の原因となる行為をした場合</p> <p>カ 不審者が強引に生徒との接触を求めた場合</p> |
|---|

**キ 生徒に破廉恥行為を強要している場合 など**

c 来訪者（卒業生も含め）に名札を身につけて頂く。来訪者名簿を作成する。

**⑤ 防犯指導を充実する。**

- a 特に、部活動等で帰宅が遅くなる生徒については、単独行動を避け複数で行動することや防犯ブザー及び懐中電灯等の携行について指導する。
- b 保護者にも、生徒の通学路や安全について、家庭で十分話し合うように依頼する。
- c 緊急時に対応するために、外来者の把握を徹底する。  
例) 来校者（卒業生も含め）にプレート等を身につけて頂く。来校者名簿を作成する。
- d 看板の整備を行う。（正門・裏門）
- e 学校行事に応じて、必要があれば校内外の計画的なパトロールを行う。  
（校内外：生徒指導係および全職員で）

**(2) 熱中症防止**

◆熱中症予防の原則

- 1 環境条件を把握し、それに応じた運動、水分・塩分補給を行うこと
- 2 暑さに徐々に慣らしていくこと
- 3 個人の条件を考慮すること
- 4 服装に気を付けること
- 5 具合が悪くなった場合には早めに運動を中止し、必要な処置をすること



学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（令和3年5月） 環境省・文部科学省

ア(a)環境条件の把握

熱中症の危険性を予測するため、教育活動等の際は、都度、暑さ指数（WBGT）計で計測する。

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31℃以上35℃未満	28以上31未満	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28℃以上31℃未満	25以上28未満	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24℃以上28℃未満	21以上25未満	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

(公財) 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)より




(b) 運動量の調整

運動強度が高いほど熱の産生が多くなり、熱中症の危険性が高くなるので、環境・条件・体調に応じた運動にする。

- 暑い時期の運動は、なるべく涼しい時間帯に実施
- 休憩を頻繁に入れる（激しい運動時は30分に1回以上休憩をとること）

(c) 水分・塩分補給

水分補給、塩分補給を適宜行うようにする。

種類	経口補水液	スポーツ飲料	タブレット
			
予防	◎	◎	○
脱水時	◎	○	×
吸収速度	◎	◎	△
備考	熱中症予防・治療に推奨 (日本救急医学会)	スポーツ時に塩分濃度0.1~0.2%を推奨 (日本スポーツ協会)	推奨 (日本学校保健会)

イ 暑さに徐々に慣らしていくこと

暑さに慣れるまでの時間は、休憩を多くとりながら、軽い短時間の運動から徐々に運動強度や運動量を増やすようにする。

- 梅雨明け直後等、急に熱くなった時に注意
- 合宿の初日等に多く発生する傾向があるので注意
- 週間予報等の気象情報を活用して、気温の変化を考慮した活動計画を作成
- 熱中症警戒アラート等の発表を確認（右図二次元コード参照）



熱中症予防情報サイト  
(環境省)

	熱中症警戒情報	熱中症特別警戒情報
一般名称	熱中症警戒アラート	熱中症特別警戒アラート
位置づけ	気温が著しく高くなることにより熱中症による <b>人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合</b> (熱中症の危険性に対する気づきを促す)  <これまでの発表回数> R3: 613回, R4: 889回, <b>R5: 1,232回</b>	気温が <b>特に</b> 著しく高くなることにより熱中症による <b>人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合</b> (全ての人が、自助による個人の予防行動の実践に加えて、共助や公助による予防行動の支援)  <過去に例のない広域的な危険な暑さを想定>
発表基準	府県予報区等内の <b>いずれか</b> の暑さ指数情報提供地点における、日最高暑さ指数(WBGT)が <b>33</b> (予測値、小数点以下四捨五入)に達すると予測される場合	都道府県内において、 <b>全ての</b> 暑さ指数情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が <b>35</b> (予測値、小数点以下四捨五入)に達すると予測される場合  (上記以外の自然的社会的状況に関する発表基準について、令和6年度以降も引き続き検討)
発表時間	前日 <b>午後5時頃</b> 及び 当日 <b>午前5時頃</b>	<b>前日午後2時頃</b> (前日午前10時頃の予測値で判断)
表示色	<b>紫</b> (現行は赤)	<b>黒</b>

ウ 個人の条件や状態や体調を考慮

体調が悪いと、体温調節能力が低下し、熱中症につながりやすくなるので、運動前、運動中、運動後に適宜健康観察をする。

睡眠不足    疲労    発熱    風邪    下痢    欠食（朝食を抜く等）

エ 服装・装具の配慮

皮膚からの熱の出入りには衣服が影響するので十分に配慮する。

暑い時、服装は軽装とし、透湿性や通気性のよい素材のものにする  
直射日光は帽子で防ぐ（登下校の際には、日傘等の活用も検討する）  
プロテクターや防具等の保護具は、休憩時に「はずす・ゆるめる」等で体熱を逃がす

オ 具合が悪くなった場合の早めの処置

暑さで具合が悪くなった場合は、直ちに必要な処置をとる。

※具体的な対応は、「熱中症発生時の対応」P30-(2)を参照

熱中症救急グッズを配置し、万が一の事態に備える

設置場所は、保健室・職員室・体育館等を検討



スポーツ飲料    経口補水液    冷却用水    体温計（鼓膜温計）  
送風器具（うちわ、扇風機等）    氷嚢・アイスパック    バスタオル

## 熱中症予防チェックリスト

学校現場等での取組を効率的に確認するためのチェックリストです。各項目において熱中症事故対策のポイントを整理・確認すること等の参考としてください。

### 1 日頃の環境整備等

### 未然防止（平常時）の対応

チェック	内容
<input type="checkbox"/>	①活動前に活動場所の暑さ指数（WBGT）を把握できる環境になっている
<input type="checkbox"/>	②熱中症事故防止に関する研修を実施している（全職員が共通認識をもてるよう、研修会等参加者が伝達している）
<input type="checkbox"/>	③暑熱順化（体を暑さに徐々に慣らしていくこと）を取り入れた無理のない活動計画としている
<input type="checkbox"/>	④活動中やその前後に、水分等の補給や休息ができる環境を整えている
<input type="checkbox"/>	⑤熱中症発生時（疑いを含む）に速やかに対応できる体制を整備している
<input type="checkbox"/>	⑥行事等、指導体制が普段と異なる活動の際は、事故防止の取組や緊急時の対応について教職員・生徒と共通認識を図るようにしている
<input type="checkbox"/>	⑦熱中症の発生リスクが高い活動の実施時期・活動内容の調整を検討している
<input type="checkbox"/>	⑧保護者に対して活動実施判断の基準を含めた熱中症事故防止の取組等について情報提供を行い、必要な連携・理解醸成を図っている
<input type="checkbox"/>	⑨室内環境の向上を図るため、施設・設備の状況に応じて日差しを遮る日よけの活用、風通しを良くする等の工夫をしている
<input type="checkbox"/>	⑩学校施設の空調設備を適切に活用するとともに、活動する場所の空調設備の有無に合わせた活動内容を検討している
<input type="checkbox"/>	⑪送迎用バスについては、幼児等の所在確認及び置き去り事故防止を徹底している

## 2 生徒への指導（日常生活の中での指導）

## 未然防止（平常時）の対応

チェック	内容
□	①運動時及びその前後、こまめに水分補給し休憩をとるよう指導している
□	②自分の体調に気をくばり、不調を感じた時はためらわず教員等に申し出るように指導している
□	③暑い日には、帽子等により日差しを遮るとともに通気性・透湿性の良い服装を選ぶように指導している
□	④運動等を行った後は、クールダウンする等体調を整えた上でその後の活動（登下校を含む）を行うように指導している
□	⑤生徒同士で水分補給や休憩、体調管理の声をかけ合うよう指導している
□	⑥行事等、指導体制が普段と異なる活動の際は、事故防止の取組や緊急時の対応について教職員・生徒と共通認識を図るようにしている
□	⑦登下校中は体調不良時の対応が難しい場合があることを認識させ、単独行動は短時間にしてリスクを避けることを指導している

## 3 活動前の留意点

チェック	内容
□	①発達段階に応じた段階的な指導計画（練習計画）を作成している
□	②暑くなり始めた時期は、体を慣らすための指導計画（1週間程度）を作成している
□	③暑くなることが予想される場合、暑い時間帯の回避や運動時間の短縮、運動量を軽減する等の配慮をする準備をしている
□	④暑さ指数（WBGT）を測定し、環境下での活動の可否を判断している
□	⑤健康観察の情報を確認し、生徒の健康状態を把握している
□	⑥暑さを考慮した服装や水分の準備ができているか確認している

#### 4 活動中・活動直後の留意点

#### 未然防止（平常時）の対応

チェック	内容
<input type="checkbox"/>	①暑さ指数（WBGT）により活動の危険度を把握している
<input type="checkbox"/>	②生徒の様子をよく観察し体調の把握に努めている
<input type="checkbox"/>	③水分補給の時間を確保し、補給するよう指導し、生徒が水分補給していることを見届けている
<input type="checkbox"/>	④暑いときには、軽装（着帽）で活動に取り組むように指示している
<input type="checkbox"/>	⑤生徒の「疲れた」「具合が悪い」などの単純な表現に気をつけている
<input type="checkbox"/>	⑥生徒の様子やその他状況に応じて活動計画を柔軟に変更する
<input type="checkbox"/>	⑦生徒同士で水分補給や休憩、体調管理の声をかけ合うよう指導している
<input type="checkbox"/>	⑧運動強度・活動内容・継続時間の調節を自己管理のみとせず、指導者等が把握して適切に指導している
<input type="checkbox"/>	⑨生徒が分散している場合、緊急事態の発見が遅れることが想定されるため、健康状態把握のための観察体制を整えている
<input type="checkbox"/>	⑩休息の場として、屋外では日陰を活用し、屋内では窓の開放や送風機器の活用により風通しをよくする等、環境を整えている
<input type="checkbox"/>	⑪運動直後は体が熱い状態となっているため、クールダウンしてから移動したり次の活動を行ったりする等の指導をしている
<input type="checkbox"/>	⑫活動後の下校の際は、単独行動をできるだけ避け、こまめな水分補給や休憩をする等の対策をするように指導している

## 5 【フィジカルアセスメント】チェックリスト

## 未然防止（平常時）の対応

フィジカルアセスメントとは、問診、視診、触診、打診、聴診などの身体診察技術を用いて、全身状態に関する情報を収集・評価することです。健康問題を特定し、それに応じた適切なケアを実施するために不可欠な、基本的な思考プロセスであり技術です。

チェック	症状から疑う
<input type="checkbox"/>	①めまいや立ちくらみ、集中力・記憶力の低下、頭痛等はないか（脳）
<input type="checkbox"/>	②食欲の低下、嘔吐、下痢、便秘などの症状はないか（消化器）
<input type="checkbox"/>	③筋肉痛、しびれ、まひ、こむら返り等の症状はないか（筋肉）
チェック	フィジカルチェックアセスメント
<input type="checkbox"/>	④握手をしてみる → 手が冷たければ疑わしい
<input type="checkbox"/>	⑤ベロを見せてもらう → 乾いていたら疑わしい
<input type="checkbox"/>	⑥皮膚をつまんでみる → 皮膚がつままれた形から3秒以上もどらなかつたら疑わしい
<input type="checkbox"/>	⑦親指の爪先を押す → 赤みが戻るのに3秒かかれば疑わしい
<input type="checkbox"/>	⑧脇の下を確認する → 乾いていたら疑わしい

素早くみつけて、すぐ対策！脱水症&熱中症（大塚製薬） 参照

6 運動会・体育祭等での対策

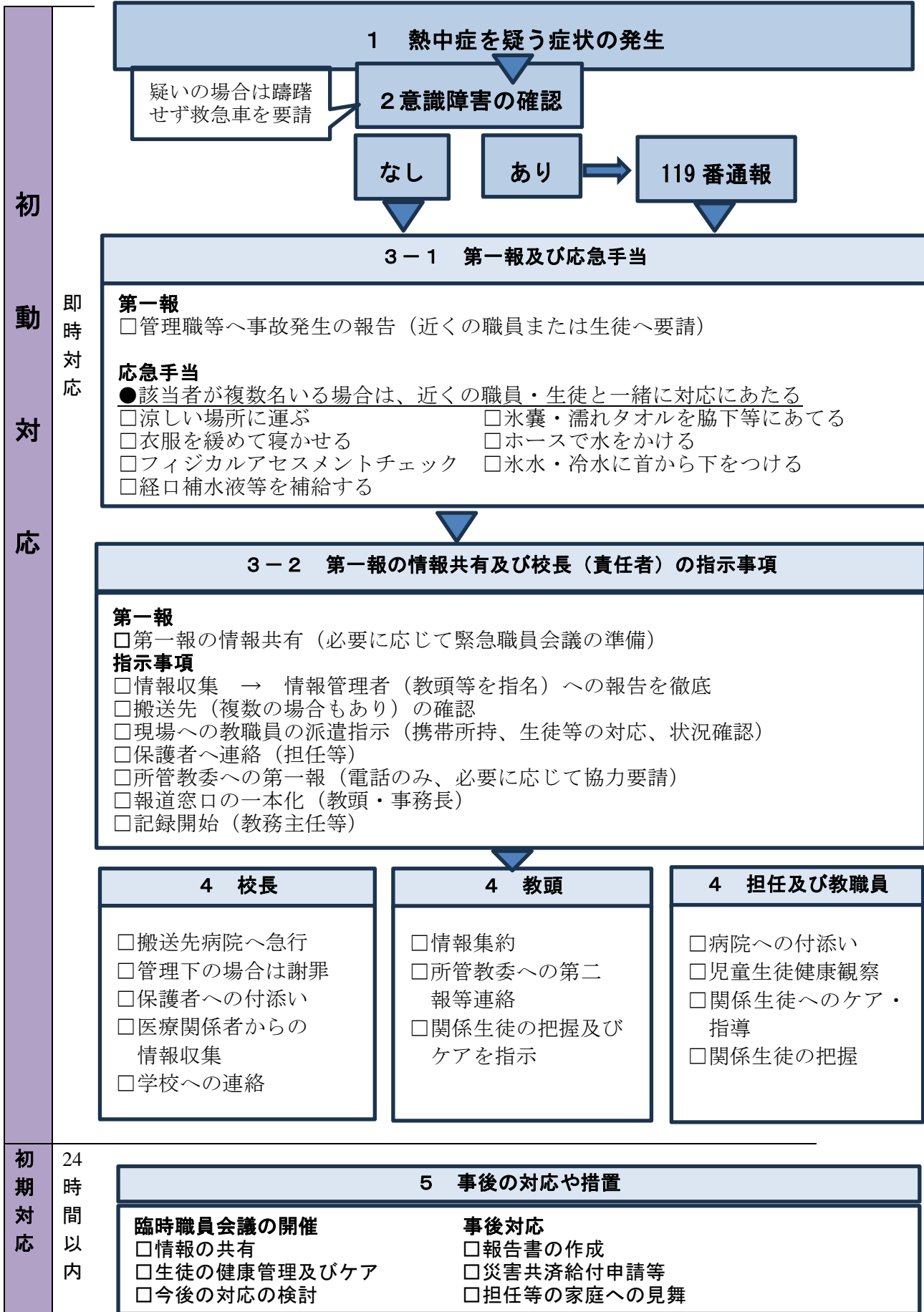
未然防止（平常時）の対応

チェック	計画段階
<input type="checkbox"/>	①時期や時間帯を考慮し、競技内容や練習内容、練習量について無理のない計画を作成している
<input type="checkbox"/>	②テントやミストの設置、休憩のための日陰の場所の確保、熱中症救急グッズの準備等、予防のための対策を実施している
<input type="checkbox"/>	③水分補給のための給水タイムを計画・タイムテーブルに位置付けている
<input type="checkbox"/>	④スプリンクラー等を活用し、温度を下げるよう努めている
<input type="checkbox"/>	⑤天候や状況に応じて着帽できるように準備するよう指導している
<input type="checkbox"/>	⑥体調不調者への対応について、職員配置と情報伝達方法を事前に決めている
<input type="checkbox"/>	⑦体調不調者が複数発生した場合のため、保健室以外で空調のきいた部屋を確保している
<input type="checkbox"/>	⑧フィジカルアセスメントの内容を全職員で確認し、万が一の対応に備えている
チェック	前日までに行うこと
<input type="checkbox"/>	⑨暑さ指数（WBGT）の情報を校内に広く周知するとともに、学年練習や全体練習時等において、天候に配慮して内容を変更する等、柔軟な対応をしている
<input type="checkbox"/>	⑩学校からの通信等を通じて、熱中症や体調管理、水分補給の大切さを児童生徒や保護者へ伝えている
<input type="checkbox"/>	⑪学年練習や全体練習時において、暑さを考慮しながら給水タイムを柔軟に設定するなどし、生徒の体調管理に留意している。

チェック	当日に行うこと
□	⑫当日の暑さ指数（WBGT）を把握し、競技計画や内容について柔軟な対応を行っている
□	⑬朝の健康観察を念入りに行うとともに、児童生徒が心身に不調を感じたら、早めに申し出て無理をしないように指導している
□	⑭不調を感じた児童生徒がいた場合は、すぐに空調のきいている涼しい部屋等に移動させ、適切な応急手当を行うとともに、必要な場合は救急搬送を行う等の対応をしている
□	⑮体調不良等の児童生徒をいち早く発見し処置できるように、競技中・応援中等は、児童生徒の様子を見回る体制を整えている
□	⑯水分補給の時間を確実に確保し、補給するよう指導し、児童生徒が水分補給していることを見届けている
□	⑰児童生徒が分散している場合、緊急事態の発見が遅れることが想定されるため、健康状態把握のための観察体制を整えている
□	⑱休息の場として、屋外では日陰を活用し、屋内では窓の開放や送風機器の活用により風通しをよくする等、環境を整えている
□	⑲活動後に健康観察と水分補給を行い、児童生徒の体調管理に留意している
□	⑳運動直後は体が熱い状態となっているため、クールダウンしてから移動したり次の活動を行ったりする等の指導をしている

学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（令和6年4月追補版）環境省・文部科学省 参照

四日市市教育委員会 学校における熱中症予防対策マニュアル（2020） 参照



### (3) 落雷事故被害防止の対応（[公益財団法人 日本サッカー協会]より抜粋）

#### はじめに

近年の温暖化や環境変化の影響に伴い、雷の予測が難しい事例がふえており、屋外での活動における事故防止対策がより求められている。

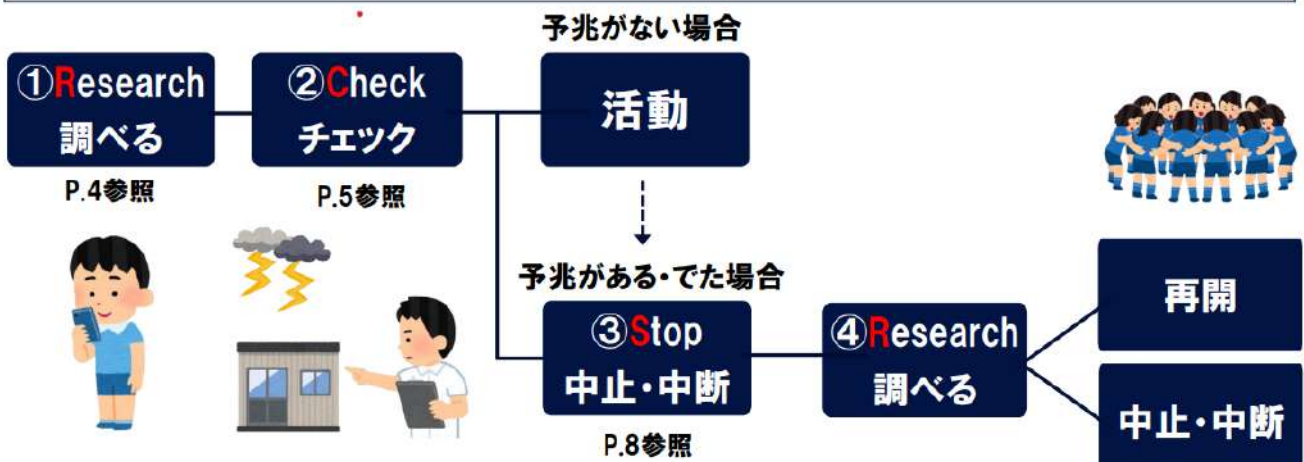
#### 原則

- 1 周辺で雷注意報・兆候がある場合、専門的なウェブサイトで常時天候情報を確認すること。
  - 2 危険・兆候が確認されたら公式戦・練習にかかわらず躊躇なく中止すること。
- ※ 雷警報は存在しないため、雷注意報の段階で最新の注意を払うこと。

## フロー

### ポイント

活動前・中のRCSRの徹底（Research → Check → Stop → Research）



## ① Research (気象情報の確認方法)

気象庁提供情報の「雷注意報」の発表状況や、「雷ナウキャスト」で実際にどこで落雷・雷発生が高まる予測になっているのか情報収集を行う。  
また事前に危険が予想される場合、日程・時間を調整する等の対策を講じる。

### 気象庁 提供情報

The image shows two examples of weather information from the Japan Meteorological Agency. The left example is titled '全国の気象注意報' (National Weather Notices) and shows a QR code that links to a website displaying a table of notices and a map of Japan with yellow warning areas. The right example is titled '雷ナウキャスト' (Lightning Nowcasts) and shows a QR code that links to a website displaying a map of Japan with yellow and red lightning risk areas.

## ② Check (チェックリストによる確認)

チェックリスト	チェック欄
1 活動前・活動中における周辺の気象情報 <b>確認者</b> の明確化	
2 活動の <b>実施可否判断者</b> の明確化	
3 周辺の落雷・雷注意報の確認(目視・音での確認も含む)	
4 避難場所の確認 (P.7参照)	
5 AEDの有無	

## 気象情報の確認方法(目視・音での確認)

①積乱雲がみるみる大きくなる



②黒い雲が近づき、暗くなる



③急に冷たい風が吹く



④雷光が見える、雷鳴が聞こえる

※雷鳴が聞こえた時には既に約10km以内で雷が発生



## 避難場所の確認

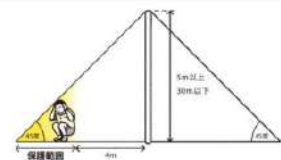
安全	危険
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車等の乗り物の内部</li> <li>・鉄筋コンクリート製の建物の内部</li> <li>・避雷設備の施された建物の内部</li> <li>・本格的な木造建築物の内部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避雷設備のないあずま屋 (屋根と柱だけで壁のない建物)</li> <li>・テント、屋根付きベンチ、掘っ建て小屋</li> <li>・木のそば</li> </ul>

### 【近くに安全な建物や乗り物がない場合】

電線の下、鉄塔や電柱など高さ5m以上の高い物体の付近。ただし4m以上離れ、姿勢を低くする。

※物体との距離が近い場合、側撃や落下物の危険がある

※木は電気を通しにくいいため側撃が起こりやすく距離を取っても危険



### ③ Stop→④ Research 中断からの再開基準

雷活動(雷鳴、雷光)が止んでから**30分**以上経過し、気象情報の確認結果からも当面は新たな雷雲の接近はないと判断できる場合、活動を再開する。



### 補足: 雷に打たれた時の対応

雷に打たれた場合、「心肺停止」「やけど」「意識障害」「鼓膜穿孔(鼓膜がやぶれること)」の症状の可能性がある。

上記可能性がある場合、救急車を呼び救急車が到着するまでの間、心肺蘇生法や火傷の手当てなど応急処置を施す。

#### ■心肺停止の場合

- ・AED、心肺蘇生の実施
- 即座に応急処置を施せば、助かる可能性がUP



#### ■やけどの場合

- ・急いで冷たい水、水道水を注いで痛みが取れるまで冷やす。
- ・衣類を脱がさないで、そのまま衣類の上から冷水をかける。



## 2 緊急事態発生時の対応

### (1) 事件事故など緊急事態発生時の対応・救急及び緊急連絡体制（図1）

#### ① 対応への留意点

#### 《大切なポイント》

1. 生徒の安全確保・生命維持が最優先
2. 冷静で的確な判断
3. 適切な対応と迅速・正確な連絡・通報

#### ② 不審者侵入時の対応

- a 教職員が不審者等を直接確保しようとする、大きな危険を伴う可能性がある。
- b 教職員の対応の目的は不審者等の確保ではなく、生徒から不審者の注意をそらし、生徒の安全を確保すること。
- c 不審者が侵入した場合、不審者を興奮させないよう話しかけや説得を行ったり、特定の部屋に誘導して対応し、警察が来るまでの時間を確保する。
- d 不審者が危害を加えようとするときは、複数の教職員で対応したり、身近にあるさすまたなどを使って、距離を取りながら不審者の移動を阻止する。

### (2) 災害時発生時の体制と対応 「学校防災計画書」参照。

### (3) 確認事項

- ① この体制は年度当初に提示し、全職員の共通理解を図る。
- ② 門扉付近に立て看板を設置し、外部に対して注意を促す。原則は、学校閉庁日と12/29～1/3にチェーンをかける。
- ③ 緊急を要する場合は、確認者が直接警察署・消防署などに連絡する。学校長（教頭）に報告。
- ④ 緊急連絡体制の整備と周知を図る。  
不審者情報、自然災害情報等で生徒・保護者に緊急連絡が必要な場合は、一斉配信システム（オクレンジャー）を活用する。

#### 《緊急放送での対応》

明らかに危害を加える目的と思われる侵入者があった場合や火災発生時に緊急放送をおこなう。

#### 〈侵入者等の場合〉

- ・確認者が電話91番（全校放送）で、事件発生の場所だけを言う。  
例（ピンポン→教務室）

#### 〈火災発生の場合〉

- ・確認者が電話91番（全校放送）で、火災発生場所を言う。  
例（ピンポン→〇〇室にて火災発生）

- ⑤ 停電時の放送は、事務室の非常放送盤を使用する。校外への連絡は職員の携帯端末等を使用する。状況によっては、ガソリン駆動発電機（音研・調理室間の旧LPガス貯蔵庫内

保管)を使用する。

#### (4) 連絡すべき事項の文例など(関係機関等への緊急通報、支援の要請など)

- ① 警察への緊急連絡は、局番なしの110番をダイヤル(携帯も同じ。県警本部通信司令室に直接繋がる。)

##### ※ 通報文例

- a) 落ち着いて、「△△学校です。今、不審な男(女)が校内に侵入して暴れています。生徒が怪我をしています。すぐに支援をお願いします。」
- b) その後は、質問に応える形で、通報者氏名、学校住所、電話番号などを正確に知らせる。

- ② 消防への緊急連絡は、局番なしの119番をダイヤル。110番通報した場合は救急車が連動して手配されるが、重複しても良い。

##### ※ 通報文例

- a) 必ず相手が、「もしもし、火事ですか、事故ですか」と聞くので、はっきりと「火事(事故)です。消防車(救急車)をお願いします」と伝える。
- b) その後、質問に応える形で、住所番地、通報者氏名、傷病者の性別と年齢、意識や状態などを落ち着いて答える。

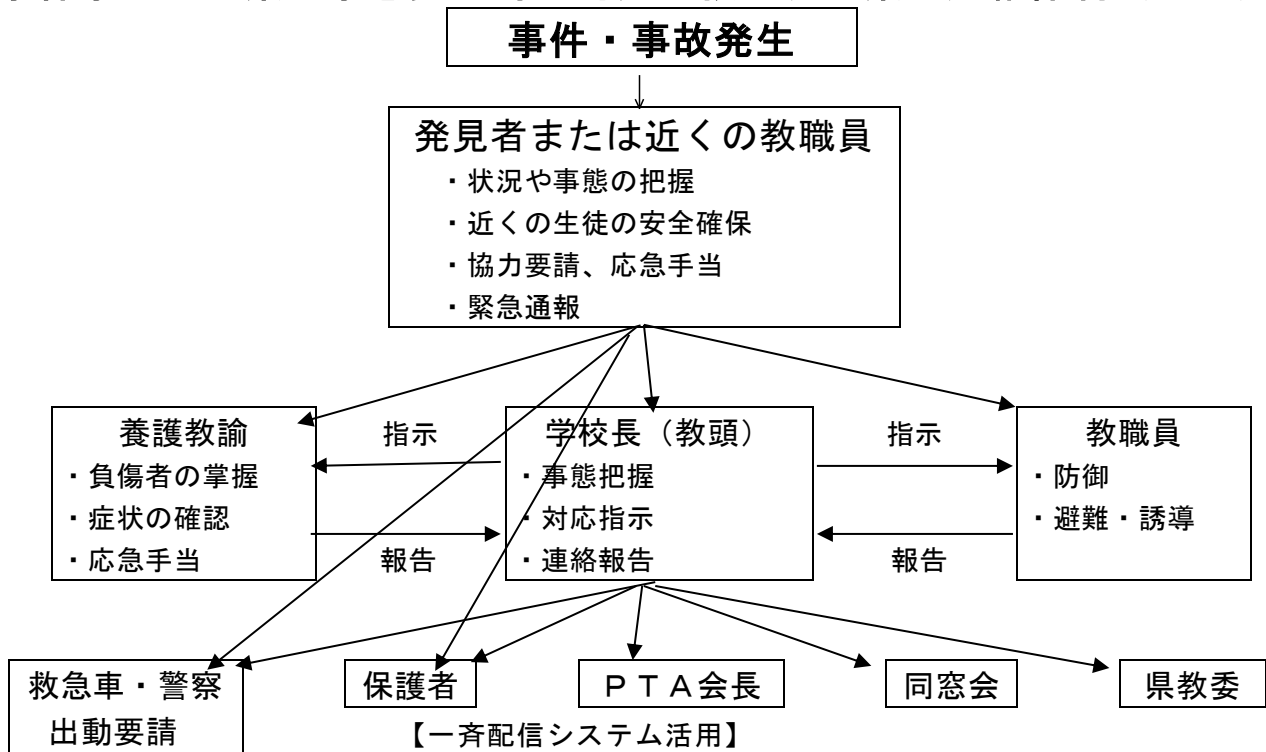
- ③ 教育委員会等への緊急連絡は、学校名と発生事案名、関係者名を第一に伝える。その後、以下の優先順位で、簡潔に概要を報告する。

「WHAT 何が起きた」  
「WHO 関係者は」  
「WHEN いつ」  
「WHERE どこで」  
「WHY なぜ」(発生直後は、原因等は分からないことが多い)  
「HOW どのように、どうした、現状は、学校の対応は」

#### (5) 関係保護者へ迅速に連絡する。

- ① 事案発生の第一報入手直後に、5W1Hに留意しながら、関係保護者に連絡する。学校関係者の目撃情報でない場合は、未確認情報であると断った上で伝える。
- ② 関係保護者には、電話連絡だけではなく直接会い、事案に応じて謝罪、最新情報を交換するなど、緊密に連携する。
- ③ 加害児童生徒がいる場合、早期に家庭と連携し、適切な対応を支援する。
- ④ 校内に、加害者・被害者の当事者がいれば、双方の保護者と連携し、事案解決に向け支援する。

# 事件事故など緊急事態発生時の対処・救急及び緊急連絡体制（図1）

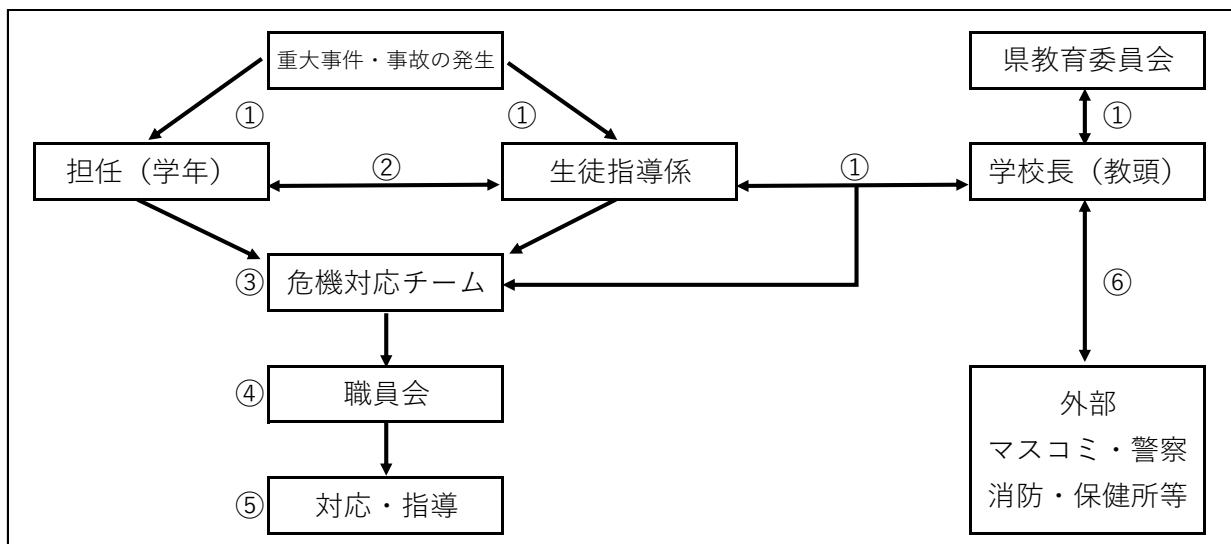


## 関係機関連絡先

学 校 長		伊那市駅前交番		J R 東海	
教 頭		伊那中央病院		伊那市役所	
事 務 長		昭和伊南病院		総合警備保障	
伊那消防署		田中病院		伊那バス	
伊那警察署		天竜河畔医院		J R バス	
伊那市駅		伊那保健所			

### Ⅲ 重大事件・事故への対応マニュアル（校内） （生徒の安全確保や生命維持が困難な事態）

長野県伊那弥生ヶ丘高等学校



- 1 発見職員 または連絡を受けた職員は、担任と生徒指導係へ速やかに連絡をする。重大事件・事故と判断した場合、生徒指導係は学校長、不在の場合は教頭へ連絡を取り、学校長または教頭が「危機対応チーム」を招集する。県教委へも報告し、指示を仰ぐ。
- 2 担任（場合によっては学年関係者も）と生徒指導係で連絡を取り合いながら、本人から確認を取れる場合は本人から、無理な場合は保護者・友人・警察等各方面から確認を取る。事実の確認は複数の職員で当たり記録を取る。特に、保護者とはあらゆる手段で必ず連絡を取る。
- 3 「危機対応チーム」の構成は、学校長・教頭・事務長・教務主任・生徒指導主事・関係担任・各学年主任・保健主事・養護教諭（必要に応じてスクールカウンセラー）とする。また、必要に応じて関係者を増員する。発生した事件・事故についての対応は、すべてこのチームで協議し全職員で協力して実行する。

協議内容は、

- (1) 当該生徒への対応
- (2) 保護者への対応
- (3) 全校生徒への対応
- (4) マスコミへの対応
- (5) その他外部への対応
- (6) 全職員のとるべき対応方法・役割
- (7) 今後の日程

その他状況に応じた内容とする。なお、チームの分担は次のようにする。

**学校長**・・・このチームの長であり、最終決定をする。県教委へ報告。またマスコミや警察など、外部との窓口は学校長のみとする。

**教頭**・・・学校長を補佐し、会議や会見の進行を努める。また学校長不在の場合は学校長代理を務める。

**事務長**・・・会見場所の設営、外部の方の案内を中心となっていく。

**教務主任**・・・会議録を取る。また、対応の状況を時系列で記録する。

**生徒指導主事**・・・いつ、誰が、どこで、何を、どうしたか、また何故そうなったかなど情報を収集する。

**関係担任**・・・関係生徒のプロフィール、学校生活の状況、指導・相談歴、交友関係、ネット情報などまとめる。

**各学年主任**・・・各学年へのパイプ役

**保健主事**・・・当該生徒およびその他の在校生の心のケア

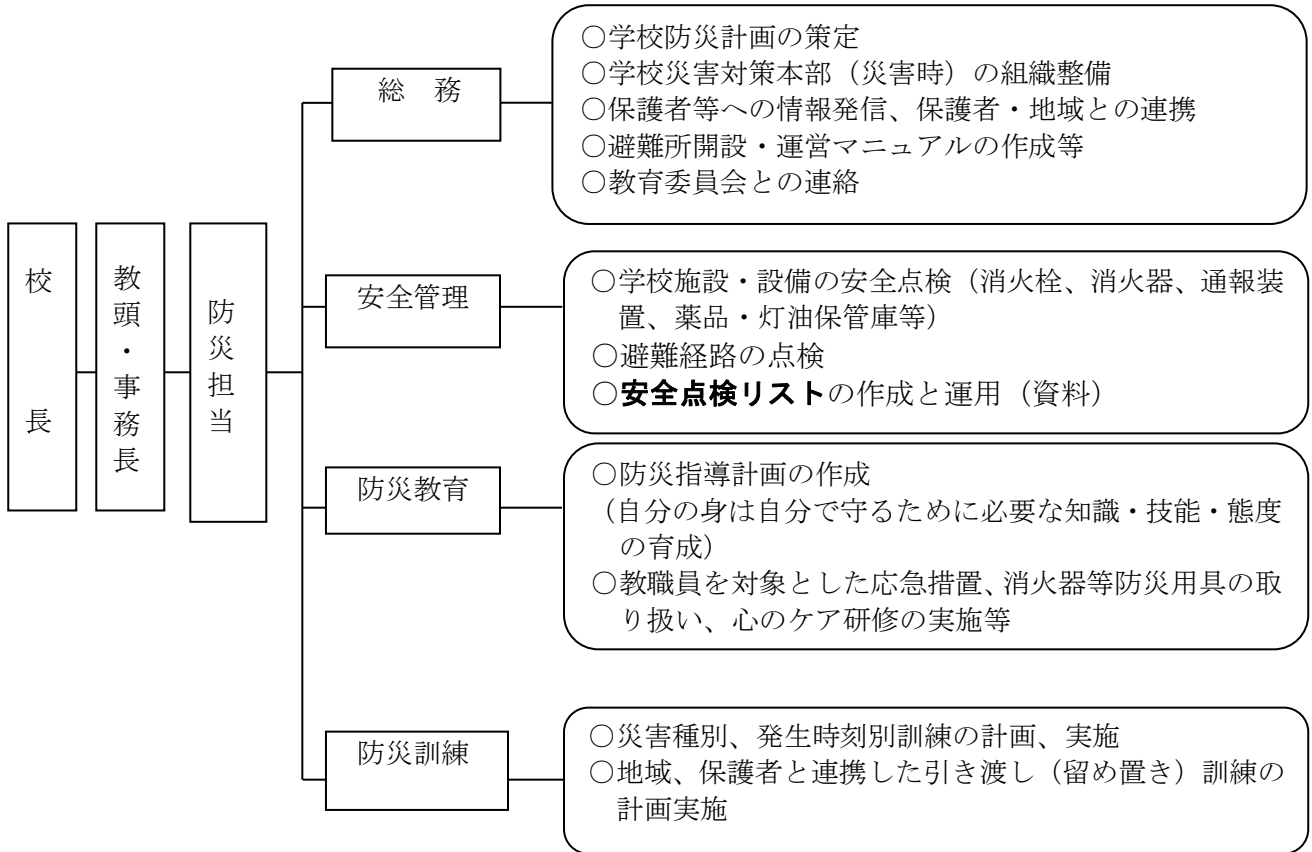
**養護教諭**・・・当該生徒およびその他の在校生の心のケア

- 4 3で協議された内容を提案して慎重に協議をし、全職員の体制を確認する。
- 5 4で確認された内容を、全職員で分担して実行する。
- 6 マスコミ他外部との窓口は学校長のみとし学校長が対応不可能なときは教頭が当たる。会見をする場合は、図書館棟2階を使い、設営は事務長が中心となって当たる。

## IV 令和8年度 学校災害予防計画書

### 1 日常（平常時）の防災体制の確立と取り組み

#### (1) 学校防災組織と任務



#### (2) 安全管理

防災管理分担	職員	任務
建物	教頭 事務長 校用技師	・建物内外の防災警備上の配慮 ・防災・警備施設等の管理点検
火気施設一般 調理施設、暖房施設 燃焼施設	事務長 事務職員 校用技師 家庭科担当教諭	・燃料置き場・採暖用器具・調理器具・煙突等火気使用箇所の管理点検
電気施設	事務職員 校用技師	・校内電気配線・電気器具・電気使用箇所の管理点検
化学薬品・諸燃料の保管管理	理科担当教諭 家庭科担当教諭	・危険薬品・可燃薬品・調理・実験用燃料等の管理点検
消火・防災・災害関係等の整備	事務長 体育科教諭 校用技師	・消火器具・防災用水の点検管理 ・プールの点検管理 ・消防活動の障害物の除去
避難設備	事務長 事務職員 防災係	・避難口の障害物等の除去 ・非常階段整備点検

### **(3) 防災教育・研修（別紙 防災避難訓練・防災教育計画による）**

- ① 学校長は、教職員に対して地震防災上必要な教育を行うほか、教職員が伊那市の行う防災教育を受けるよう便宜を図るものとする。
- ② 生徒に対する地震防災教育は、教育活動の一環として行うものとする。

### **(4) 防災避難訓練（別紙 防災避難訓練・防災教育計画による）**

- ① 火災・地震等の緊急事態に対して、生徒が身体と生命の安全を図りつつ、沈着かつ迅速に避難態勢に入る心と態度を養い、同時に防災予防意識の向上を図る。
- ② 大規模な地震にかかわる防災訓練を年1回以上行うものとし、県または伊那市の行う防災訓練に積極的に参加し、地域消防署等と連携協力し、地域防災の意識を高める。
- ③ 状況により生徒ができる限り初期消火を含む基礎的自衛活動の方法を学ぶ。

## 2 災害発生時の体制と対応

### (1) 台風・暴風・大雪等発生時の対応

#### ① 在宅：前日に周知もしくは当日、オクレンジャーによる連絡

1 最新気象情報の確認・J R 東海とのやりとり・近隣高校とも連携



2 管理職等の緊急協議

#### ■基本的な対応

##### ア 臨時休業

- J R 東海の状況により登校に支障がある可能性が考えられる場合は、臨時休業とし、オクレンジャーで緊急連絡をする。
- 天候によっては、前日に J R 東海が計画運休の判断を出した場合は、翌日を臨時休業とし、オクレンジャーで連絡する。
- 台風、低気圧の場合は、前日に、臨時休業・自宅待機等の方針を生徒に周知させ、念のため、タブレットや教材を持ち帰らせる。

##### イ 授業実施

- 登校に支障がある一部の生徒には、担任より無理せず自宅待機させる。安全が確保できず自宅待機せざるを得ない場合は、欠席としないことを予め周知しておく。

#### ② 在校時：状況を鑑み、即時対応する

1 最新気象情報の確認・J R 東海とのやりとり・近隣高校とも連携



2 管理職等の緊急協議

#### ■基本的な対応

- 気象情報、J R 東海の運行状況、近隣高校との足並み、今後の見通しも踏まえ、対応を迅速に決定する。
- 安全な下校が困難と判断される場合、学校で待機させる。保護者に連絡し、迎えを依頼する。
- 必要に応じ、担任等が帰宅確認をする。

(2) 災害発生時の初期対応

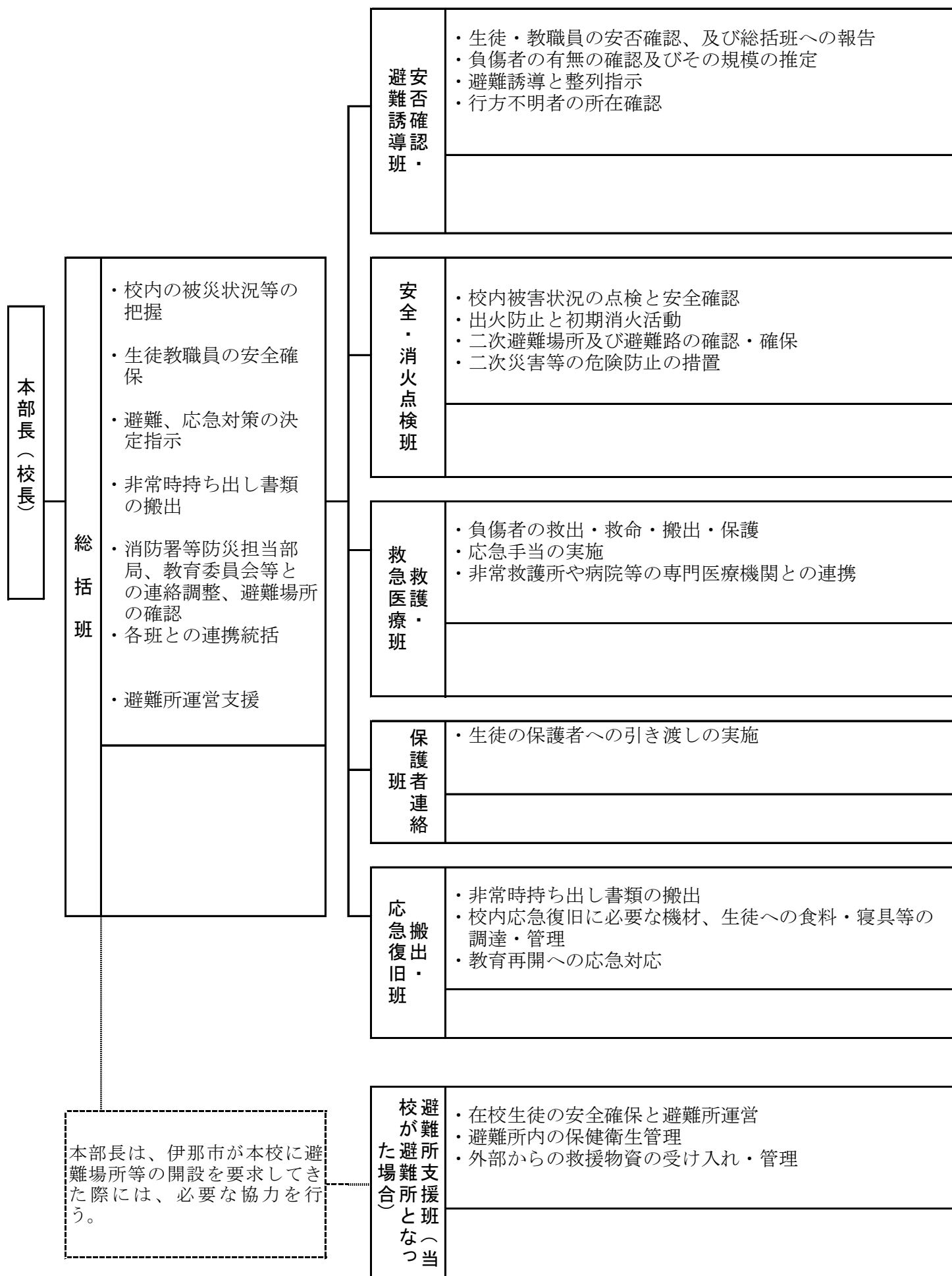
① 災害発生時別対応行動

	在校中	登下校中	在宅中
基本	○ 原則として、学校に待機させる。	○ 基本的には家か学校か近いほうへ避難するか、あるいは近くの安全な場所への避難を判断させる。	○ 原則として自宅に待機させる。
生徒への指導と教職員の行動	○ 生徒を安全な場所に集める。	○ 登校した生徒を安全な場所に集める。 下校あるいは避難した生徒については、保護者や関係機関との連携を図って、緊急にその所在確認に努める。	○ 保護者の監督のもと、安全な場所に待機させる。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒の動揺を静め、適切な指示を与える。</li> <li>・ 学校(本部)の指示で避難誘導する。</li> <li>・ 行動の前後には、必ず人員の確認をする。</li> <li>・ 学級名簿、緊急連絡カードを携行する。</li> <li>・ 交通機関の運行状況を確認する。</li> <li>・ 救護や初期消火、重要書類の搬出など、防災活動にあたる。</li> <li>・ 留守家庭や交通機関利用の残留者を掌握保護し、状況により帰宅させる。</li> <li>・ 生徒の引き渡しは、原則として保護者に引き渡す。</li> <li>・ 帰宅困難な生徒は、社会科教室・被服教室・理科教室・化学教室に誘導し、待機させる。</li> <li>・ 避難状況を当該教育委員会に報告する。</li> </ul> ※ 備蓄品(休養室内) 保存飲料(ペットボトル1本) 保存食料(ライスクッキー1箱) 全員分 非常用トイレ891 保温シート119		○ 必要に応じて家庭との連絡をとる。

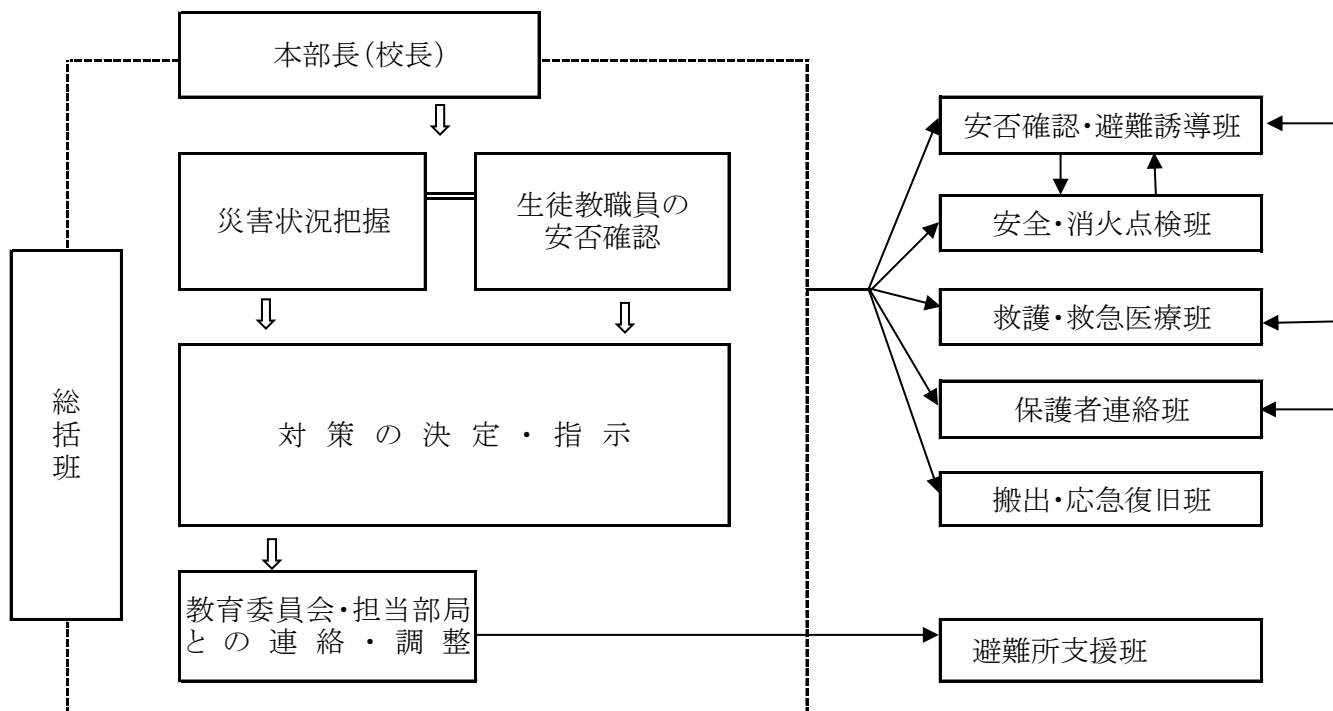
② 緊急時(学校災害対策本部設置時)の教職員動員計画

動員区分	勤務時間内	勤務時間外	出張中	備考
校長				
教頭	直ちに配備につく。	直ちに出勤し配備につく。	直ちに帰校し配備につく。	本人及び家族の安全を確保・確認する。
事務長				
一般職員 (近距離通勤者)		直ちに所属校に出勤し配備につく。	直ちに帰校し配備につく。帰校できない場合は、勤務時間外の遠距離通勤者に準ずる。	
一般職員 (遠距離通勤者)	直ちに配備につく。	直ちに所属校に出勤し配備につく。ただし、交通機関の途絶により所属校に出勤できない場合には自宅に待機し、所属校に連絡をとり校長の指示に従う。状況に応じて、最寄りの県立学校に出勤し、その校長の指示に従う。		

(3) 学校災害対策本部組織と任務 (勤務時間外等については出勤状況に応じて組織する)



## 各班の活動内容



### ○ 安否確認・避難誘導班

ア 次のものを事前に準備し携行する。

- ・ 確認用名簿（クラス出席簿・緊急連絡用カード・緊急連絡網等） 【教務室】
- ・ 校舎施設配置図・避難経路図 【教務室】

イ 生徒が校舎から避難したあと校舎内を巡回して、残留した生徒がいないかどうか確認する。

ウ 避難途中にけが等をした生徒を速やかに避難ができるよう援助したり、必要に応じて担架などで安全な場所に避難させる。

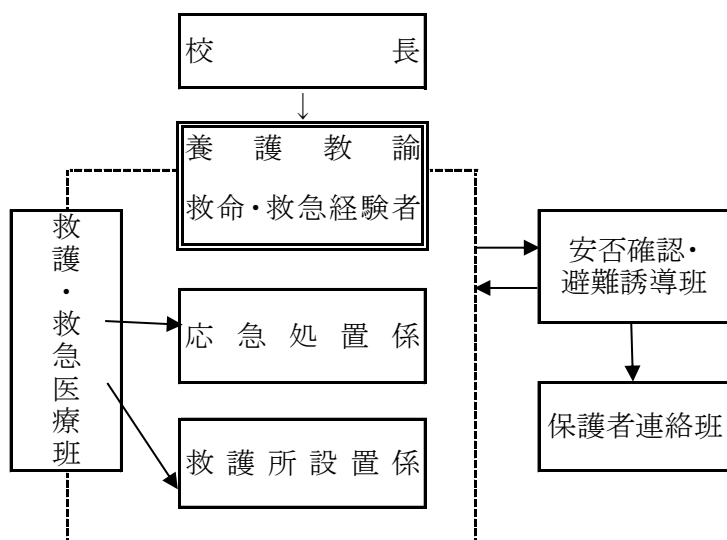
### ○ 安全・消火点検班

火災発生時の報告と同時に発生場所に急行し、屋内消火栓及び消火器を使用し、延焼拡大防止を主とした初期消火活動を行う。

- ア 消火器の設置されている場所を確認しておく。
- イ 多くの消火器を集める。
- ウ 消火器の使用法を理解し、体得しておく。

### ○ 救護・救急医療班

救護活動の体制



- ア 保健室薬品類の被害状況確認及び応急医療用具を確保する。
- イ 医療器具及び薬品類を確保する。
- ウ 避難所に救護所を設置し、救護・応急手当ができるようにする。
- エ 関係諸機関との連絡、指導を受ける。

○ **保護者連絡班**

- ア 引渡し場所の確認・指定を行う。
- イ 緊急連絡用カードによる身元確認の後、保護者（保護者の承認を得た代理人）へ引渡す。
- ウ 保護者への情報発信を行う。（緊急連絡網、メール配信システム等）

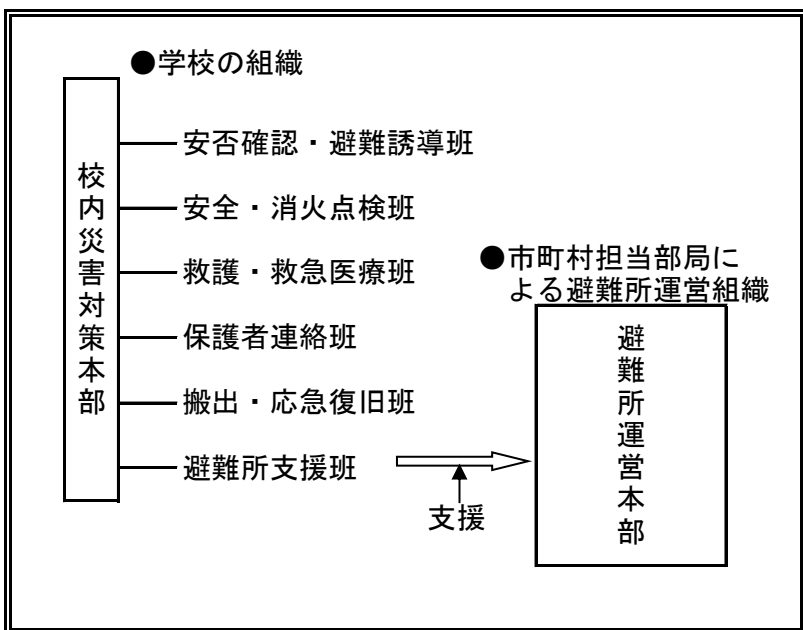
○ **搬出・応急復旧班**

搬出の重要文書類と保管場所

【教務室】	① 生徒指導要録 ② 学校要覧 ③ 生徒転入転出関係簿 ④ 中学校指導要録の抄本
【事務室】	① 生徒指導要録 ② 卒業生名簿 ③ 校地、校舎等の図面 ④ 境界確定書、長期に渡る契約書等
【保健室】	① 児童生徒健康診断票（児童生徒歯科検診票） ② 職員健康診断票
【各研究室・特別教室】	必要に応じて備品等の搬出を行う（資料 各研究室・特別教室搬出分担一覧）

- ア 非常持出物品、搬出者、搬出先について定め、共通理解を図っておく。
- イ 搬出すべき書類を迅速に搬出する。その際、耐火金庫で保存不可能な物から搬出する。
- ウ 一人での搬出は危険であり、複数の職員が類別された非常持ち出し書類を火災の状況、流れを十分考慮して行う。
- エ 搬出のため、必要に応じて生徒を手伝わせたときには、まったく危険の恐れのない場合だけとする。

○ **避難所支援班**



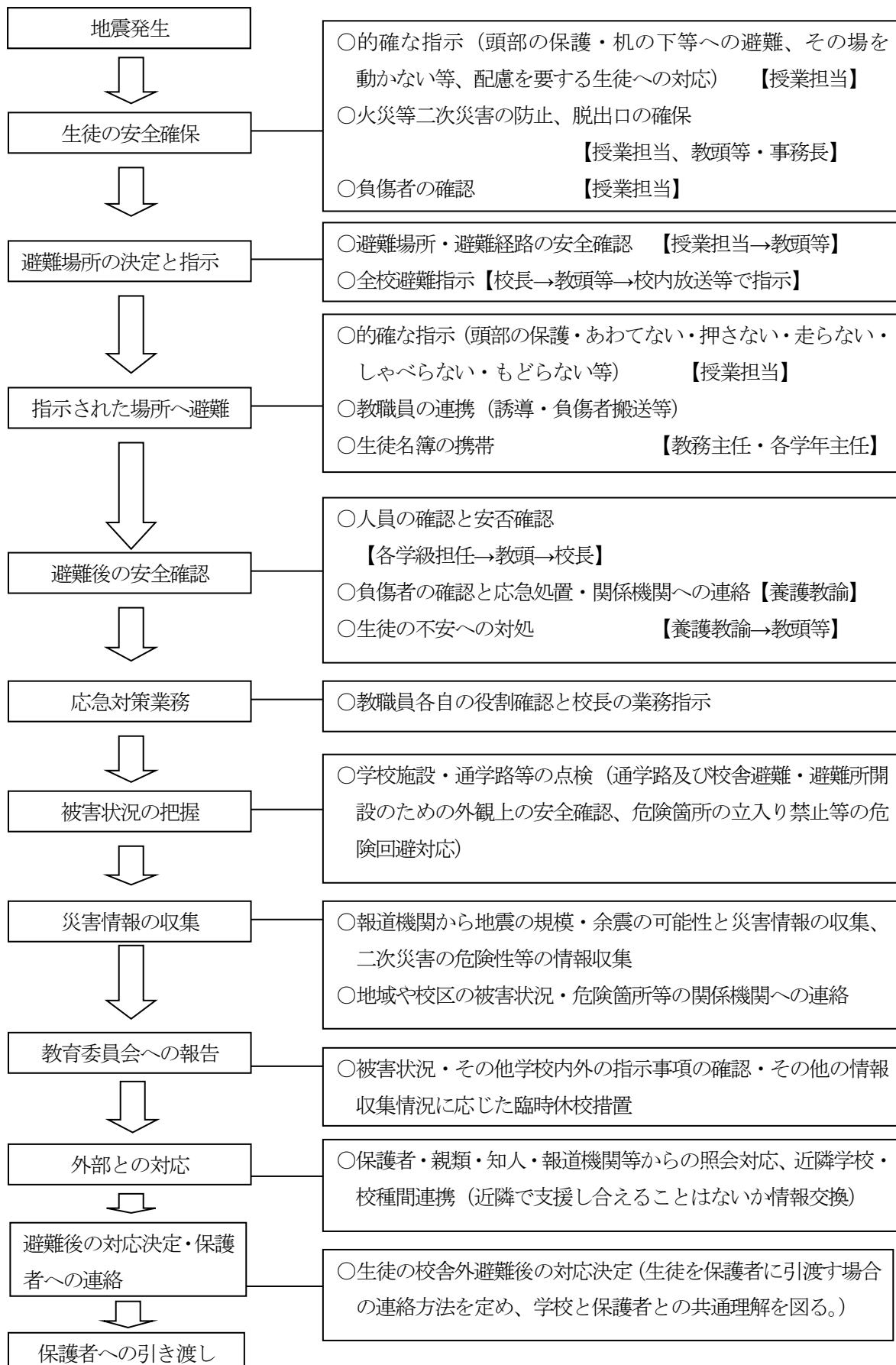
- ア 開放区域の明示  
施設の被害状況を調べ、使用可能な区域を明示
- イ 避難者の誘導  
災害弱者を考慮し、避難可能な場所へ誘導
- ウ 生徒の保護  
生徒の安全確保とその情報を掌握
- エ 備品調達  
当面、本部に必要な備品を確保
- オ 救護衛生  
負傷者の救急処理

【別記】 **施設開放に関する留意事項**

- ・ 学校は発災後、原則として応急危険度判定士の診断を待って、建物の安全を確認した上、避難所として開放できる区域と学校管理あるいは教育再開に向けて確保する区域とを早急に明示する。この際、校長室、保健室、放送室は学校管理用として開放しない。特別教室は避難生活を送るには適さないので、受け入れを極力避ける。その他の施設については、教育再開を考慮し、使用優先区域を決定し、避難者数に応じて開放する。
- ・ 施設の提供に当たっては、開放順位をあらかじめ決め、教職員及び地域住民に知らせておく。
- ・ 立入禁止区域はロープと看板で示す。避難場所として開放する区域を正門、通用門、当概区域等に看板で明示する。

#### (4) 災害発生時の場所別・時間帯別の対応

##### ① 在校時における震災対応



## 【別記】 在校時被災状況別の対応

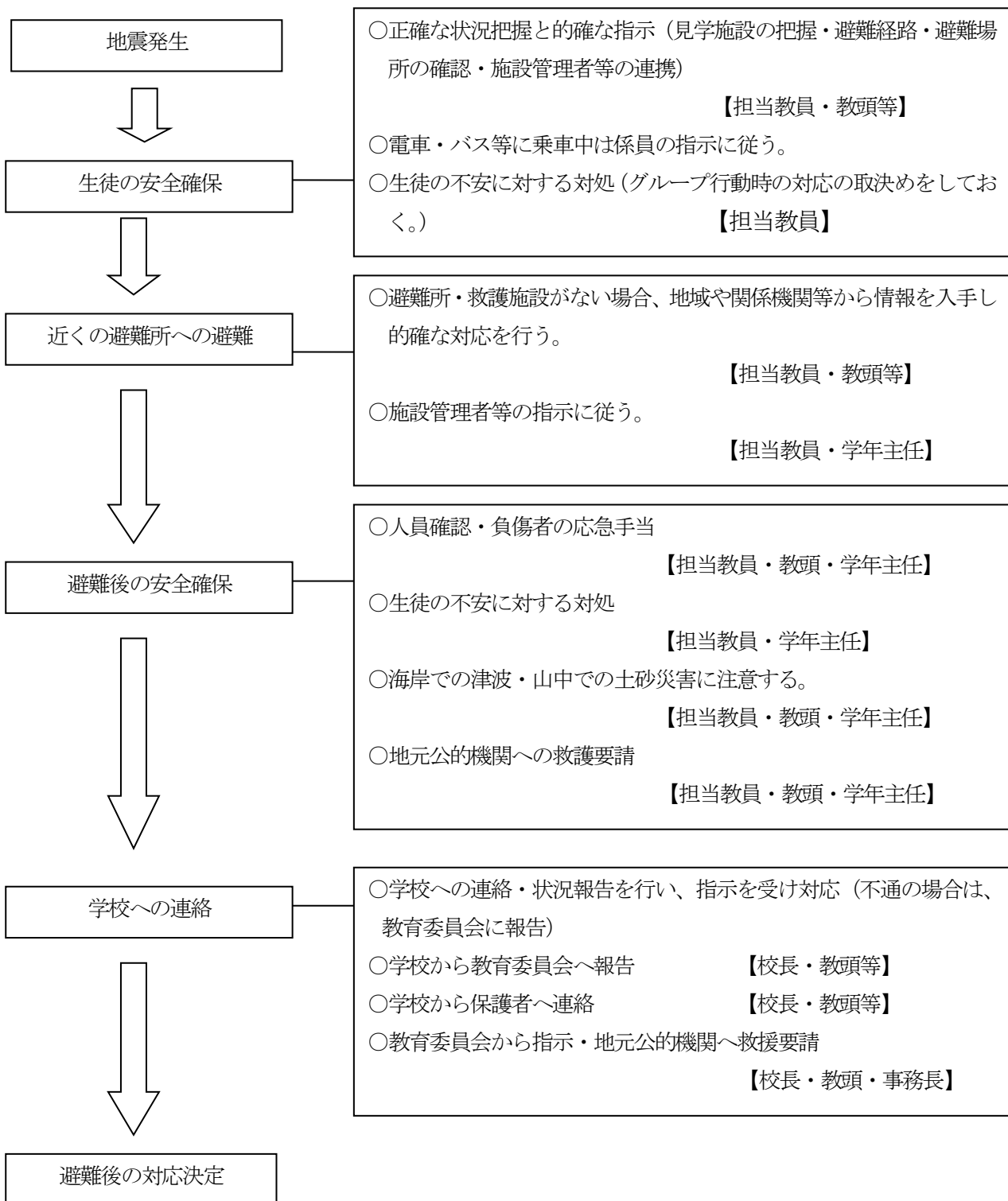
### ○ 授業中

場所	共通事項	個別事項
普通教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時・担当教諭</li> <li>○教師の指示による安全確保の的確な指示（頭部の保護・窓や壁際から離れさせる。「落ちてこない」「倒れてこない」場所への移動。）</li> <li>○火気使用中であれば、地震のゆれがおさまってから消火する。</li> <li>○生徒の人員状況の確認や周囲の安全確認を行う。</li> <li>○余震や二次災害（火災や土砂災害等）に備え、生徒を落ち着かせる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○机の下にもぐらせ、机の脚を両手でしっかり持つよう指示する。</li> <li>○火気使用中であれば消火を指示する。</li> </ul>
特別教室		○実習中等であれば、危険回避を指示する。
体育館		○中央に集合させ、体を低くするよう指示する。（建物の構造や体育用具の位置によっては、柱や壁に寄り添うほうが良い場合もある。）
運動場 (グラウンド)		○建物から離れ、中央に集合させ体を低くするよう指示する。
プール		<ul style="list-style-type: none"> <li>○速やかにプールの縁に移動させ、縁をつかむよう指示する。</li> <li>○ゆれがおさまれば、速やかにプールから出るよう指示する。</li> <li>○避難準備（サンダル・靴を履き・衣服やバスタオルで身を守るよう指示する。）</li> </ul>

### ○ 職員と生徒が離れている場合

場所	生徒の行動	教職員の対応
階段・廊下・トイレ・部室等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ゆれている間は、帽子や上着等で頭部を保護してじっと待機する。</li> <li>○落下物や倒壊物に気を付ける。</li> <li>○ゆれがおさまったら教職員の指示に従い、避難所に避難する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全校指示（ゆれがおさまるまで、頭部を保護して教職員が到着するまで待機するよう指示する。）</li> <li>○教職員は分散して生徒の安全確保・指示誘導を行う。</li> </ul>
運動場・中庭・学習園等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建物・ブロック塀・窓ガラスの近くから離れる。</li> <li>○ゆれがおさまるまで頭部を保護し、広い場所の中央で待機する。</li> </ul>	○校舎外にいる生徒の安全確保・負傷者の応急手当をする。

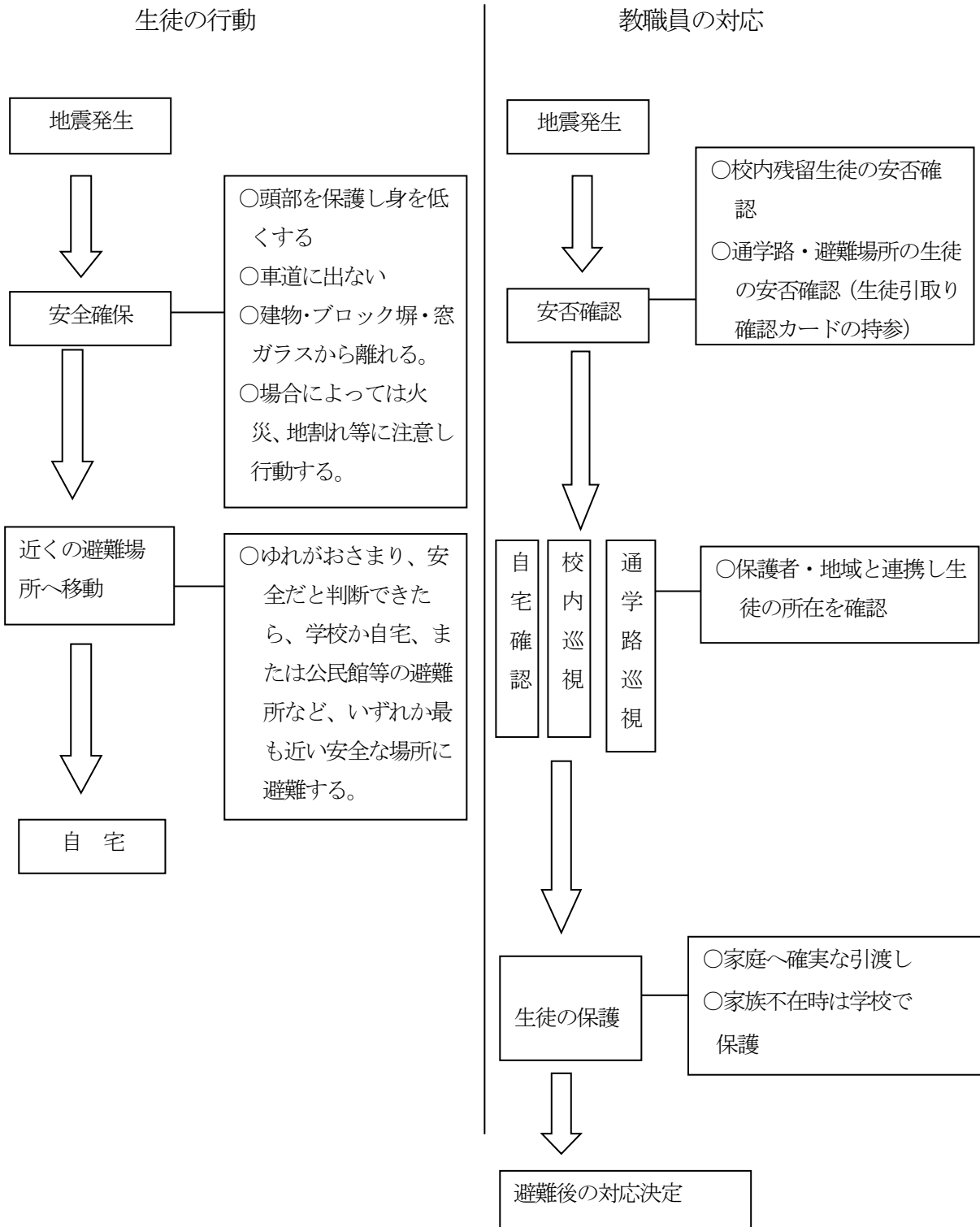
## ② 校外活動中における震災対応



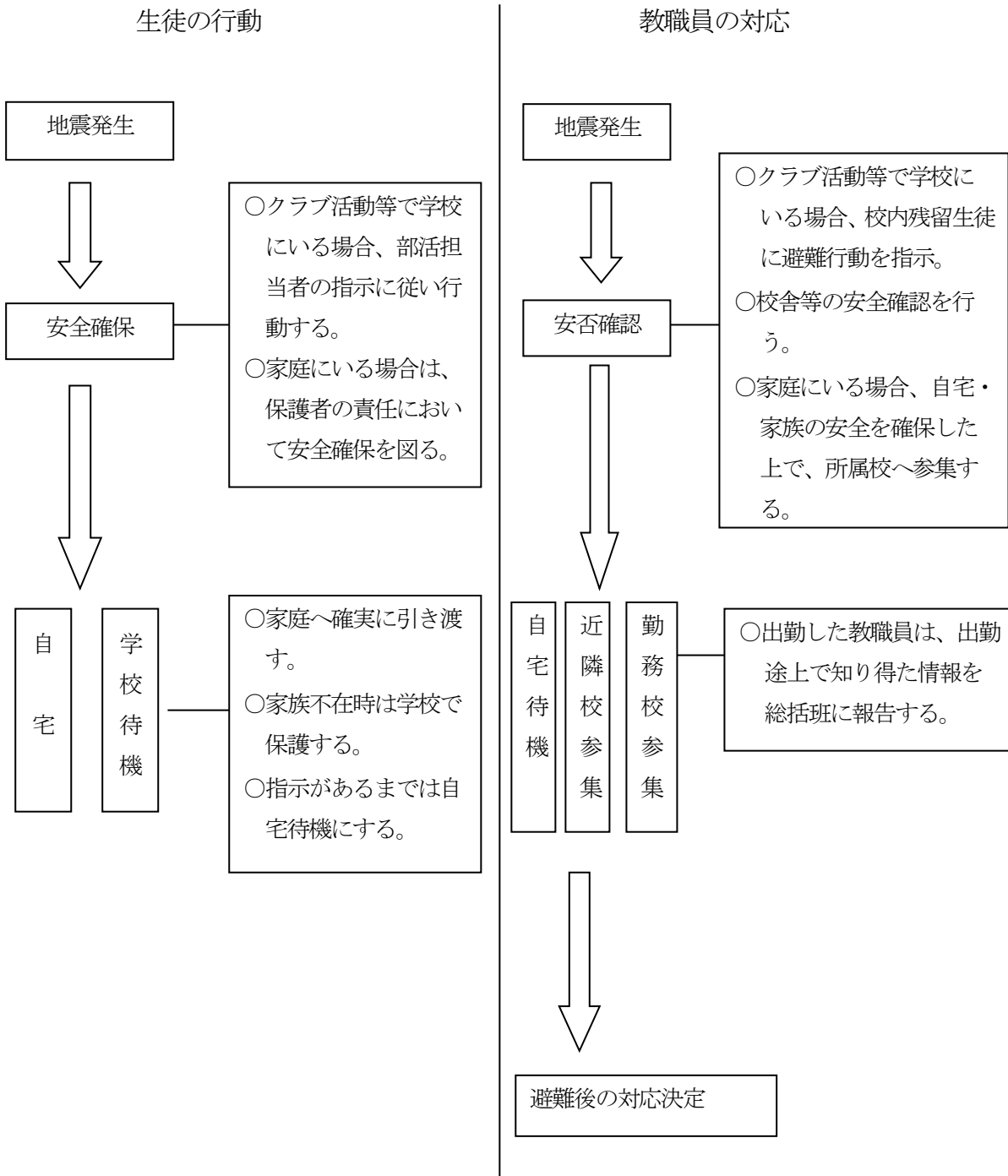
### 【別記】 修学旅行で県外にいる際に旅行先で地震が発生した場合

- 地震の規模・被害状況等の情報を収集する。（教頭・事務長・学年主任）
- 学校又は教育委員会へ連絡・指示を受け対応する。（校長・教頭等）
- 地元公共機関や関係機関（旅行会社等）と連携する。（事務長・学年主任）
- 生徒の不安に対する対処（状況説明・今後の対応）（校長・教頭等）

### ③ 登下校時の震災対応



#### ④ 休日・夜間等の震災対応



## (5) 災害発生時の家庭への連絡と生徒の引き渡しの基本的対応

### ① 生徒が学校にいる場合

ア 余震の恐れや二次災害等の状況の情報を収集し、安全が確認されるまで全校生徒を学校の安全な場所に留め置く。

イ 各家庭に「学校に一時留め置くこと」を緊急メールシステムまたは電話で連絡する。

#### 安全が確認されたら

ウ 安全が確認された場合は、緊急メールシステムや電話で各家庭に連絡し、帰宅方法を確認の上、生徒の自力帰宅が困難な場合は、学校へ迎えに来てもらうよう連絡する。

エ 一定時間経過しても家庭からの迎えがない場合は、そのまま学校に留め置き、その間緊急メールシステムや電話等を利用して家庭と個別に連絡をする。連絡がとれるまでは、原則として学校に留め置くこととする。

電話やメールが不通になった場合も、原則として学校に留め置くこととする。

※土日の部活動や教師引率による校外学習等についても原則として上記のとおりとする。

### ② 登下校途中の場合

ア 生徒が登下校途中に地震に遭い、学校にもどって来た場合は、学校に一時留め置き、緊急メールシステムや電話を利用して各家庭に連絡する。

イ 生徒が学校以外の場所に避難している可能性がある場合は、各家庭に下記の③と同様の方法および避難所に出向くなどして安否の確認を行う。

### ③ 帰宅後や休日など生徒が自宅にいる場合

基本的には学校から連絡があるまで自宅に待機する。学校からの連絡は以下のように行う。

ア 緊急メールシステムで安否確認等の方法について連絡するか、電話で学校から各家庭や保護者の緊急連絡先に連絡し、安否の確認を行う。

イ 在宅時に地震等の災害により大きなケガをした場合は、救急や病院へ連絡するとともに、可能であれば学校への連絡をお願いする。

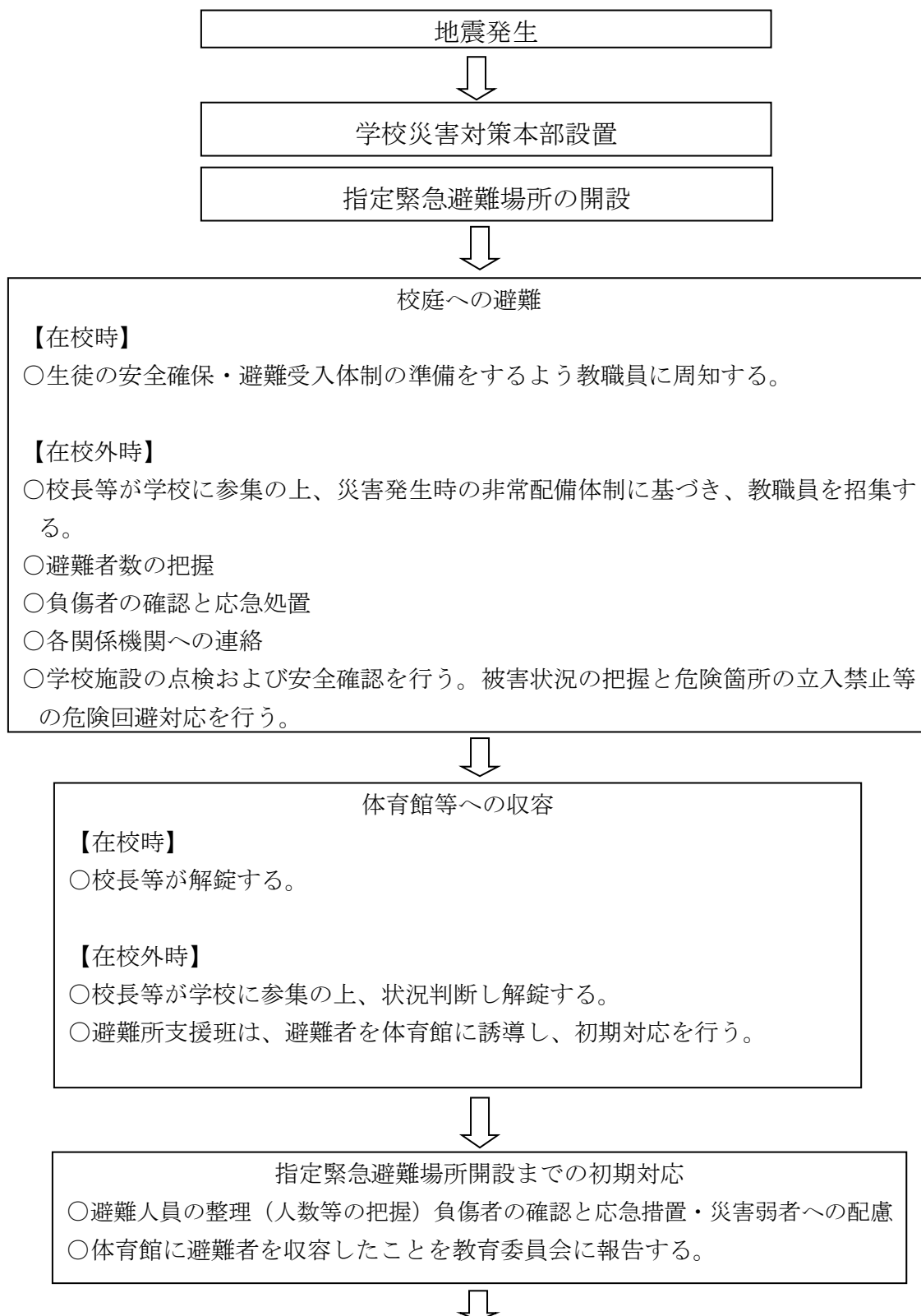
#### 【別記】災害伝言ダイヤルについて

大規模な地震の場合、「緊急メールシステム」または「電話連絡」ができない場合がある。

その場合は、学校側で災害伝言ダイヤル『171』に情報メッセージを入れる。

災害伝言ダイヤルの操作手順については音声ガイドに従う。

## (6) 学校が避難場所になった場合の対応



市災害対策本部・自治会等からの指定緊急避難場所開設の要請

指定緊急避難場所の開設・運営の支援

市災害対策本部の対応	学 校 の 対 応
<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校への指定緊急避難場所開設の要請（市災害対策本部・自治会等）</li> <li>○避難所管理責任者の学校への派遣（市災害対策本部）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所開放区域を明示の上、指定緊急避難場所開設を承認する。避難者想定数・解錠・管理責任者の派遣等に関する必要事項を確認しておく。</li> <li>【在校時】</li> <li>○避難所を開設することを教職員に周知し、生徒の安全確保・避難受入体制の準備を行う。</li> <li>【在校外時】</li> <li>○校長等が学校へ参集の上、開放区域を解錠し、災害発生時の非常配備体制に基づき、教職員を招集する。</li> <li>○避難所を開設したことを教育委員会に報告し、臨時休校措置をとる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校内にある避難所運営に役立つ備品・施設等の点検・整理</li> <li>○避難人員の管理</li> <li>○避難所の環境・衛生管理・防火防犯対策</li> <li>○生活物資等の請求・保管・仕分け・配付</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所運営委員会の設置</li> <li>○連絡所の設置</li> <li>○避難者名簿の作成・各種書類の整備</li> <li>○避難所周辺の被災状況の把握</li> <li>○避難所の日常業務の管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○臨時休校・学校再開について教育委員会と連携・協議</li> <li>○避難者による避難所自主運営管理のための運営委員会への協力・支援</li> <li>○避難所としての学校施設使用状況について、教育委員会へ適宜報告</li> <li>○学校教育活動の再開</li> </ul>



指定緊急避難場所の閉鎖

## 【別記】令和7年度伊那市地域防災計画（本編）概要（令和7年3月（第24回修正））

### 第5章 災害応急活動

#### 第11節 避難者対策活動（健康福祉部、市民生活部、建設部、教育部）

##### 第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の機能・開設・運営

###### 1 各避難施設の機能

###### (1) 指定緊急避難場所（公民館等）の機能

必要に応じて公民館等住民等は緊急に生命の安全確保を図るために機能する食料、飲料水、生活必需品等は指定避難所から必要に応じて供給される。

###### 2 指定避難所等の開設等

(9) 指定緊急避難場所（公民館等）の開設は、自主防災組織等が行う。

###### 4 各避難所の運営・留意事項

###### (1) 指定緊急避難場所（公民館等）の運営

ア 指定緊急避難場所（公民館等）の運営は、自治会・自主防災組織・避難者が中心となり、自主的な運営を行う。

###### 5 指定避難所となる学校の対策

###### (2) 県立学校における対策

ア 指定緊急避難場所として指定を受けている県立の高等学校等の施設管理者は、市及び自治会長・自主防災組織会長の要請を受けて、速やかに学校を開放する。そのため、夜間及び休校日の災害発生に備え、開錠の方法、教職員の緊急招集の方法、連絡方法を周知徹底しておく。

また、学校としての教育機能維持の観点から、避難者に開放可能場所についてあらかじめ定めておく。

イ 施設管理者は、生徒が在校時に災害が発生し、指定緊急避難場所として開設された場合は、生徒と避難者との混乱を避けるため、避難者と生徒の空間を明確に区分し、それぞれに対する情報・指示の伝達を行う。

ウ 施設管理者は、指定緊急避難場所の運営について、避難所運営委員会に協力する。

エ 指定避難所に準じた市職員が配置されるまでは、避難者の収容、保護を自治会・自主防災組織と協力して行わなければならないため、平時より教職員の対応方法、任務区分を明確にしておく。

「指定緊急避難場所一覧表」

**2 2 伊那弥生ヶ丘高校 校庭（上） 2 3 伊那弥生ヶ丘高校 校庭（下）**  
**2 4 伊那弥生ヶ丘高校 体育館：収容人数 3 2 8 人**

## (7) 避難時における感染症対策（以下の点に留意する）

### ① 基本方針

- ・生徒・教職員の健康と安全を最優先
- ・「3密（密集・密接・密閉）」の回避
- ・学校特有の集団行動を踏まえた管理体制の徹底
- ・保護者・地域との連携

### ② 避難所運営体制（学校内）

#### ■ 役割分担

校長：総括責任者

教職員：班ごとに担当（健康管理／衛生／物資／保護者対応）

保健担当：体調管理・感染症対応の中心

### ③ 避難スペースの配置

#### ■ 教室・体育館の使い方

学級単位でスペース分け/生徒同士の距離（1～2m）確保

学年別・男女別の配慮

#### ■ ゾーニング

一般エリア/体調不良者エリア（別室）/教職員管理エリア

### ④ 健康管理

#### ■ 毎日の確認

登校時・避難後の体温チェック/咳・喉の痛み・だるさの確認

#### ■ 体調不良者対応

速やかに別室へ移動/保護者へ連絡/必要に応じ医療機関と連携

### ⑤ 衛生管理

#### ■ 手洗い・消毒

教室入口・トイレ前に消毒液設置/移動前後・食事前後の手洗い徹底

#### ■ 共用物の管理

文房具・毛布などの共用を避ける/使用後は消毒

### ⑥ マスク・咳エチケット

- ・原則マスク着用（年齢に応じて無理のない範囲）
- ・咳エチケットの指導（ハンカチ・肘で覆う）

### ⑦ 食事対応

配膳は教職員中心で実施/対面を避け、同方向で食事/会話を控える指導

- ⑧ トイレ・水回り  
使用時間の分散/定期的な清掃・消毒/手洗いの徹底
- ⑨ 心のケア  
不安を感じる生徒への声かけ/簡単な運動やリラックス時間の確保  
スクールカウンセラーとの連携
- ⑩ 保護者・地域連携  
安否情報の迅速な共有/引き渡しルールの明確化/感染症対策の協力依頼
- ⑪ 平時の備え  
マスク・消毒液・体温計の備蓄/避難訓練+感染症対策訓練の実施  
教職員への事前研修

付録：学校用チェックリスト

- ✓ 学級ごとに避難スペースが分かれている
- ✓ **感染症(発熱者を含む)の隔離教室がある** ⇨ **図書館棟2階とする。**
- ✓ 消毒液が各所に設置されている
- ✓ 教職員の役割分担が明確
- ✓ 保護者連絡体制が整っている

## **(8) Jアラート発信時の対応について**

弾道ミサイルが発射される等、万が一、県内への影響が予想される場合には、国から、ミサイル発射情報や屋内避難の呼びかけ等の緊急情報がJアラート(全国瞬時警報システム)により伝達され、その情報が携帯電話・スマートフォンの緊急速報メールや市の防災行政無線屋外スピーカーを通じて伝達されますので、落ち着いて直ちに以下の行動をとってください。また、これらの緊急情報にあわせて、テレビ、ラジオの報道情報等にも注意してください。

### **1 屋外にいる場合**

- (1) 近くの建物(できれば頑丈な建物)の中に避難する。
- (2) 近くに適切な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る。

#### **(ミサイルが着弾した場合)**

口と鼻をハンカチで覆いながら現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。

### **2 屋内にいる場合**

- (1) できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。

#### **(ミサイルが着弾した場合)**

換気扇、エアコンを止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

### **3 授業中の場合**

- (1) 教室にとどまり、窓がある場合は窓から離れる。屋外にいる場合は授業を中断し、建物の中に避難する。
- (2) 校内放送等により学校から指示がある場合には、それに従うこと。

## 資料 ①

### 緊急連絡先

長野県教育委員会(高校教育課)	
伊那消防署	
上伊那広域消防本部(消防指令センター)	
伊那警察署	
伊那市駅前交番	
伊那市役所(危機管理課防災係)	
総合警備保障(伊那営業所)	
J R伊那市駅(J R 東海, 運行情報)	
J R伊那市駅	
伊那バス(バスターミナル)	
J Rバス(J R 関東中央道支店)	
伊那中央病院	
昭和伊南総合病院	
天竜河畔医院	
林整形外科	
前沢眼科医院	
田中病院(佐藤隆 Dr)	
富士眼科医院	
ふかさわ耳鼻科医院	
まきた歯科クリニック	
さくら歯科	

資料 ②

施設・設備についての安全点検リスト

月 日( )

1 校舎内施設・設備		判定	
教室 廊下 等	1	放送設備(スピーカー、モニターテレビ)が、動かないようにしっかり固定されているか。	
	2	天井のボード類、つり下げ式スクリーン、照明器具の留め具や蛍光管に緩みや破損はないか。	
	3	収納戸棚や書架、ロッカーは壁面や床面にしっかり固定しているか。	
	4	棚の上に落下しやすいものを置いてないか。	
	5	石油ストーブの耐震安全装置が正常に作動するか。	
理科室	1	薬品容器の転倒・落下防止措置はしてあるか。	
	2	実験器具の収納戸棚や薬品戸棚等の転倒・移動防止措置をしてあるか。	
	3	アルコールランプ、ガスバーナーなどの火災予防措置をしているか。	
	4	薬品同士の混合により発火の危険性がないように、保管場所や保管方法を考慮してあるか。	
	5	劇薬等の危険性の高い薬品類は、砂箱などに収納しているか。	
図書館	1	書架を固定しているか。	
	2	書架と書架を連結したり壁面や床面に固定したりするなど転倒防止措置をしているか。	
家庭科室	1	食器戸棚の転倒・落下防止措置はしてあるか。	
	2	ガス調理器具、電気調理器具の緊急遮断装置が正常に作動するか。	
	3	ガス検知器は正常に作動するか。	
	4	食器、ガラス類の飛散・移動防止措置がとられているか。	
校舎外	1	校舎外壁にひび割れや歪みはないか。	
	2	門扉や囲障にひび割れや傾きなど倒壊の兆候はないか。	
	3	ガスボンベは転倒・移動防止の措置がとられているか。	
	4	灯油やガソリン類は、漏れたり引火したりしない場所に適切に保管されているか。	

2 避難 経路	1	校舎棟からの非常出入り口は確保されているか。(周囲にものがない、扉がスムーズに開く)	
	2	非常階段は安全に使えるか。(手すりなど)	
	3	避難場所への経路は確保されているか。	

3 防災 体制	1	防災訓練に、消防署の防災担当者が参加しているか。	
	2	防災訓練に、地域の防災担当者が参加しているか。	
	3	保護者への緊急メールは、全員にもれなく配信されるか。(正常に動作するか)	

※日常(平常時)の防災体制の確立と取組の中で、該当する防災管理分担の職員で安全点検を行う。

資料 ③ 1 枚目

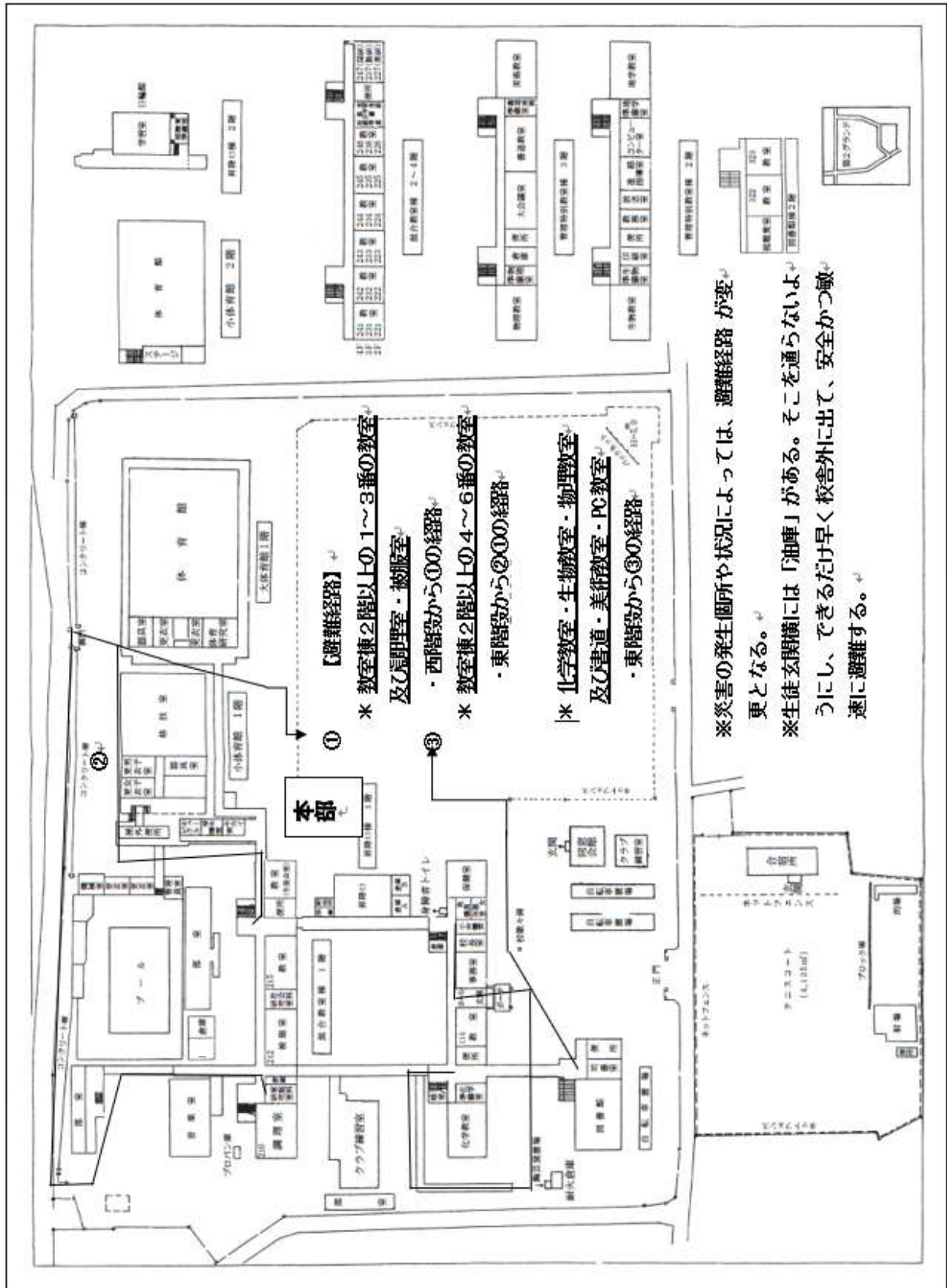
火気管理責任者一覧

分担場所	責任者	分担場所	責任者
事務室		美術教室	
校長室		芸術研究室	
小会議室（115）		書道教室	
職員休養室		倉庫 A・B	
保健室		物理準備室	
大会議室		物理教室	
薬品庫		図書館	
理科教室		司書室	
化学準備室		視聴覚室（321）	
化学教室		322	
学習室（日輪館）		323	
地学教室		調理室	
地学準備室		家庭科研究室	
コンピュータ室		被服教室	
教務室		社会科研究室	
放送室		社会科教室	
進路指導室		生徒会室	
印刷室		音楽室	
生物教室		音楽研究室	
生物準備室		倉庫	

資料 ③ 2 枚目

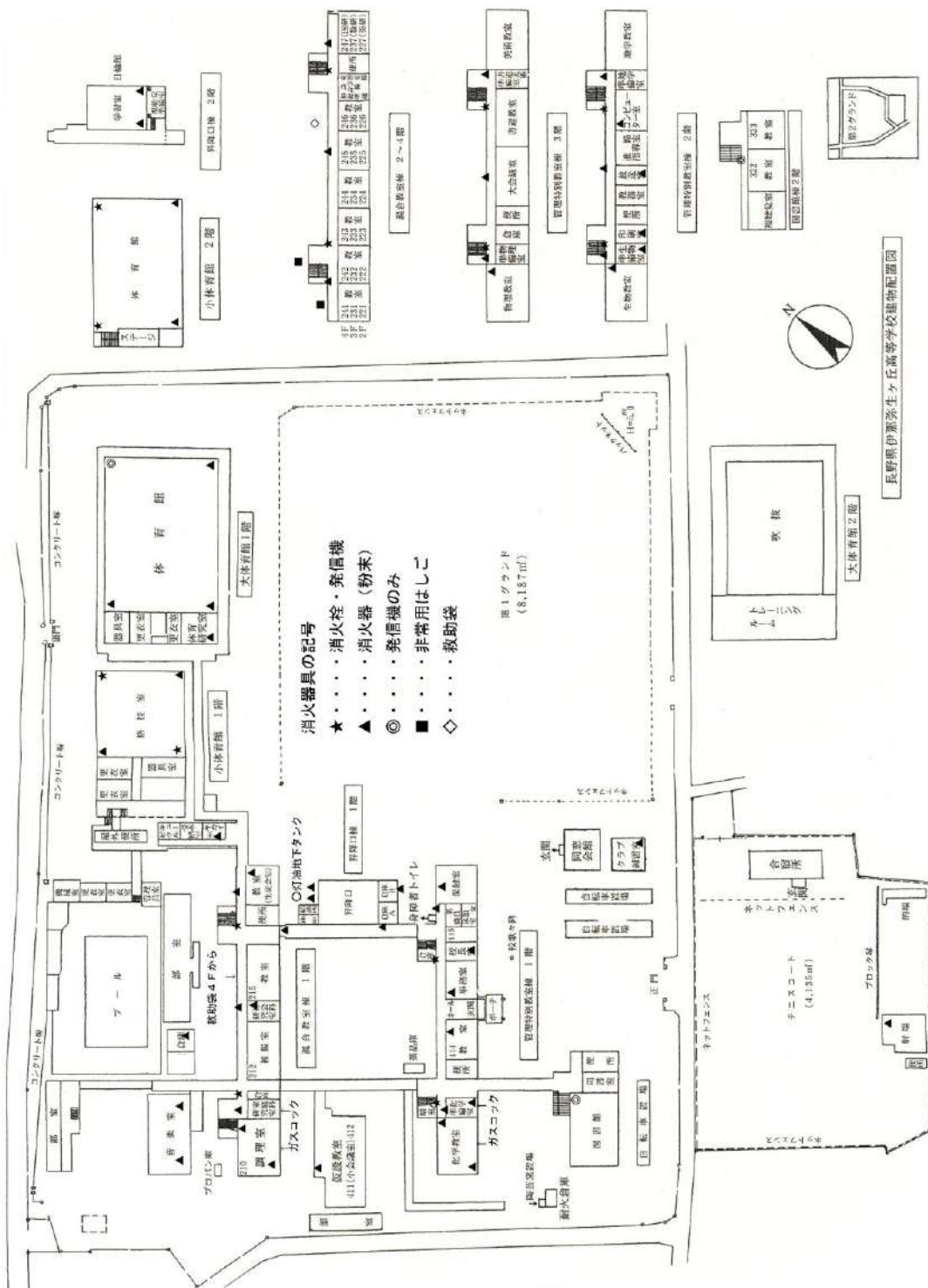
分担場所	責任者	分担場所	責任者
2 2 1		2 4 1	
2 2 2 (3 A)		2 4 2	
2 2 3 (3 B)		2 4 3 (1 A)	
2 2 4 (3 C)		2 4 4 (1 B)	
2 2 5 (3 D)		2 4 5 (1 C)	
2 2 6 (3 E)		2 4 6 (1 D)	
英語研究室		生徒相談室	
2 3 1		国語研究室	
2 3 2 (2 A)		4 1 1	
2 3 3 (2 B)		4 1 2	
2 3 4 (2 C)		仮設教室 2 階	
2 3 5 (2 D)		体育研究室	
2 3 6 (2 E)		大体育館	
数学研究室		小体育館	
学習係室		格技室	
クラブ練習室		機械室・受水槽室	
合宿所		キューピクル	

○ 避難経路図

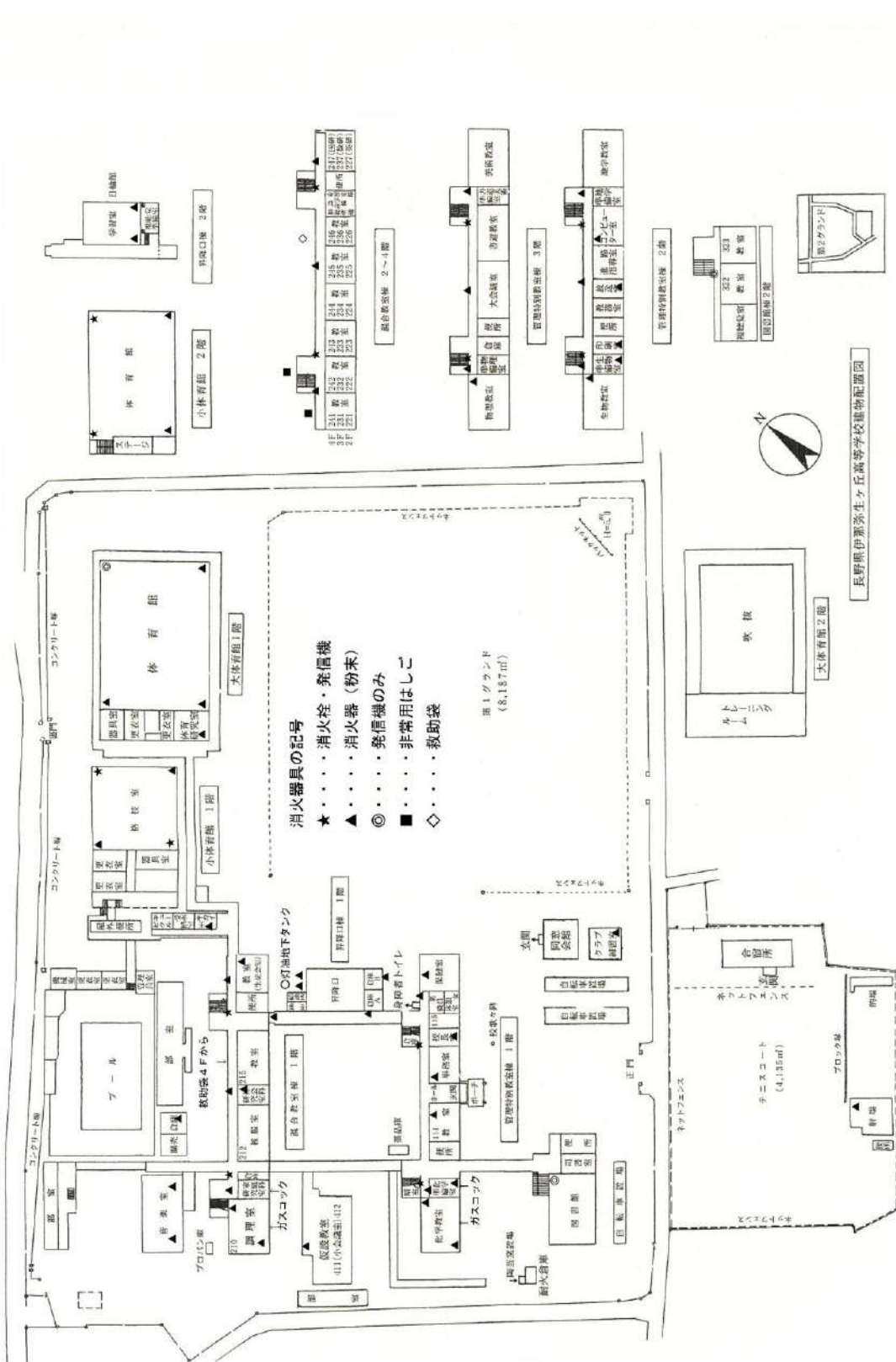


資料 ⑤

○ 防火用水・消火器・避難袋等配置図



○ 防火用水・消火器・避難袋等配置図



## 大規模地震等災害発生時の緊急対応マニュアル

大規模地震等による災害に際しては自らの命を守る抜くための姿勢と行動力がもとめられます。日頃から以下のことを意識し、命を守ることに主体的に行動し、かつ最善を尽くしましょう。

【行動基準】 — 「落ちてこない」「倒れてこない」場所に避難 —

頭部を保護し、最も近くの安全な場所に身を置き、地震活動が収まるのを待つ

### 1 在校中

① 非常緊急放送がはいるまで、安全な場所に身を寄せ待機するのを原則とする。

- ・教室 机の下にもぐる。
- ・廊下 壁や丈夫な柱の近くに身を寄せる。
- ・体育館 中央に集合、体を低くする。  
(建物の構造や体育用具の位置によっては、柱や壁に寄り添うほうが良い場合もある。)
- ・校庭 校舎等建物、ブロック塀、窓ガラスの近くから離れ、中央に集合、体を低くする。

② 授業中、クラブ活動中は授業担当や顧問等、教職員の指示に従う。

③ 落下物(天井、蛍光灯)、倒壊物(ロッカー、書棚等)、窓ガラス等の破損に注意する。

④ ストープ火災や、蒸発皿の熱湯による火傷等に注意する。

### 2 登下校時

① 頭部を保護し、身を低くする。

② 車道に出ない。

③ 建物・ブロック塀・窓ガラスから離れる。

④ 場合によっては火災、地割れ等に注意し行動する。

⑤ ゆれがおさまり、安全だと判断できたら、学校か自宅、または公民館等の避難所など、いずれか最も近い安全な場所に避難する。

⑥ 学校の指示があるまで、また安全に登下校できないと判断される場合、自宅や避難場所に待機する。

### 3 休日・夜間等

① クラブ活動等で学校にいる場合、顧問等在校中の教職員の指示に従い行動する。帰宅方法等安全が確認されるまでは学校に待機する。

② 家庭にいる場合は、学校の指示があるまで、また安全に登校ができないと判断される場合、自宅に待機する。

### 4 連絡方法

オクレンジャー(メール配信システム)、学校ホームページ、災害伝言ダイヤル(171)等を利用し、所在連絡と安否連絡を行う。

## 大規模地震等災害発生時の家庭への連絡と生徒の引き渡しについて

大規模地震等災害が発生した場合、生徒の安全確保を第一とし、以下のとおり対応いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

### ① 生徒が学校にいる場合

- ア 余震の恐れや二次災害等の状況の情報を収集し、安全が確認されるまで全校生徒を学校の安全な場所に留め置きます。
- イ 各家庭に「学校に一時留め置くこと」を緊急メールシステムまたは電話で連絡します。

#### 安全が確認されたら

- ウ 安全が確認された場合は、緊急メールシステムや電話で各家庭に連絡し、帰宅方法を確認の上、生徒の自力帰宅が困難な場合は、学校へ迎えに来てもらうよう連絡します。
- エ 一定時間経過しても家庭からの迎えがない場合は、そのまま学校に留め置き、その間緊急メールシステムや電話等を利用して家庭と個別に連絡をします。連絡がとれるまでは、原則として学校に留め置くこととします。  
電話やメールが不通になった場合も、原則として学校に留め置くこととします。

※土日の部活動や教師引率による校外学習等についても原則として上記のとおりとします。

### ② 登下校途中の場合

- ア 生徒が登下校途中に地震に遭い、学校にもどって来た場合は、学校に一時留め置き、緊急メールシステムや電話を利用して各家庭に連絡します。
- イ 生徒が学校以外の場所に避難している可能性がある場合は、各家庭に下記の③と同様の方法および避難所に出向くなどして安否の確認を行います。

### ③ 帰宅後や休日など生徒が自宅にいる場合

基本的には学校から連絡があるまで自宅に待機してください。  
学校からの連絡は以下のように行います。

- ア 緊急メールシステムで安否確認等の方法について連絡するか、電話で学校から各家庭や保護者の緊急連絡先に連絡し、安否の確認を行います。
- イ 在宅時に地震等の災害により大きなケガをした場合は、救急や病院へ連絡するとともに、可能であれば学校への連絡をお願いします。

### ④ 緊急時の連絡手段

オクレンジャー（メール一斉配信システム）、学校ホームページ、災害伝言ダイヤル（171）を、状況に応じて利用します。

資料⑨ 令和8年度 長野県伊那弥生ヶ丘高等学校 学校安全計画

項目	4月	5月	6月	7・8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
主な学校行事	○入学式 ○始業式 ○1年生オリエンテーション(クラブ結成)	○定期考査 ○高校総体(地区大会) ○高校総体(県・北信越) ○クラスマッチ	○文化祭 ○芸術鑑賞 ○高校総体(県・北信越) ○クラスマッチ	○夏季休業 ○就業体験 ○読書週間 ○体験入学	○音楽会 ○定期考査 ○クラスマッチ	○強歩大会 ○人権平和学習 ○避難(防災)訓練	○定期考査 ○読書週間	○修学旅行 ○進路見学会 ○年末年始休業	○百人一首クラスマッチ	○学年末考査 ○読書週間	○卒業式 ○終業式 ○学年末休業
	保健体育(1・2年)	○体育施設・用具の安全点検 ○現代社会と健康	○体育施設・用具の安全点検 ○薬物、医薬品 ○感染症と予防	○水泳の安全指導 ○熱中症の予防指導	○体育施設・用具の安全点検	○体育施設・用具の安全点検 ○強歩大会準備指導	○体育施設・用具の安全点検	○体育施設・用具の安全点検 ○交通安全	○体育施設・用具の安全点検 ○応急手当	○体育施設・用具の安全点検 ○心肺蘇生法	○体育施設・用具の安全点検
安全学習	実験・実習を伴う教科(理科・家庭)	施設器具の取扱いと使用上の注意、点検・整備	施設器具の取扱いと使用上の注意、点検・整備	施設器具の取扱いと使用上の注意、点検・整備	施設器具の取扱いと使用上の注意、点検・整備	施設器具の取扱いと使用上の注意、点検・整備	施設器具の取扱いと使用上の注意、点検・整備	施設器具の取扱いと使用上の注意、点検・整備	施設器具の取扱いと使用上の注意、点検・整備	施設器具の取扱いと使用上の注意、点検・整備	施設器具の取扱いと使用上の注意、点検・整備
	ホームルーム活動	○通学時の安全 ○犯罪被害の防止 ○防災体制の確立	○文化祭の安全	○夏休みの生活安全	○通学時の安全	○強歩大会の準備	○ストロブの設置と取扱い ○避難(防災)訓練	○冬休みの生活安全	○感染症の予防	○感染症の予防	○春休みの生活安全 ○ストロブ片付け
安全指導	生徒指導	○部活動参加生徒の学許可、通学指導 ○校内巡視指導	○文化祭の安全対策	○夏期休業前の生活指導	○交通安全指導 ○バイク通学者指導	○校内巡視指導	○冬期間下校指導	○年末年始休業前生活指導 ○自動車免許取得指導	○冬期間下校指導	○冬期間下校指導	○学年末休業前生活指導 ○今年度の反省と次年度の計画立案
	生徒会・クラブ活動	○新入部員オリエンテーション ○部室の点検・整備	○部室の点検・整備	○宿舎・遠征の安全 ○用具の点検・整備	○用具の点検・整備	○用具の点検・整備	○部室の点検・整備	○用具の点検・整備	○部室の点検・整備	○部室の点検・整備	○用具の点検・整備 ○部室の点検・整備
対人管理	学校生活の安全管理	○通学状況調査 ○防災体制の確立 ○救急体制の確立 ○登下校指導 ○安全計画の設定	○文化祭の安全対策	○夏期休業前の生活指導	○交通安全指導	○強歩大会安全指導	○避難(防災)訓練 ○避難経路、緊急連絡網確認 ○火気取扱指導(ストロブ等)	○年末年始休業前生活指導	○感染症予防対策	○感染症予防対策	○学年末休業前生活指導 ○今年度の反省と次年度の計画立案
	対物管理	○学校環境の安全点検整備(施設・設備、通学路) ○電気工作物の安全点検	○学校環境の安全点検整備(体育館、格技室、クラブ部室、運動器具) ○電気工作物の安全点検 ○プール掃除 ○プール浄化装置の保守点検 ○通学路安全点検	○学校環境の安全点検(家庭、学校全般) ○電気工作物の安全点検 ○校内衛生検査(水質) ○プール水質検査(2回) ○消火器、消火栓、火災報知器の点検 ○受水槽・高架水槽の清掃・点検	○学校環境の安全点検整備(体育館、格技室、クラブ部室、運動器具) ○電気工作物の安全点検 ○プール浄化装置の保守点検 ○体育館等のワックスかけ ○防災施設・設備の点検整備	○学校環境の安全点検整備(体育館、格技室、クラブ部室、運動器具) ○電気工作物の安全点検	○学校環境の安全点検整備(体育館、格技室、クラブ部室、運動器具) ○電気器具の安全点検	○学校環境の安全点検整備(体育館、格技室、クラブ部室、運動器具) ○電気器具の安全点検	○学校環境の安全点検整備(体育館、格技室、クラブ部室、運動器具) ○電気工作物の安全点検 ○地下タンクの安全点検	○学校環境の安全点検整備(施設・設備) ○電気工作物の安全点検 ○防災施設・設備の点検整備 ○教室等のワックスかけ ○排水管のクリーニング	○学校環境の安全点検整備(1年間の反省) ○今年度活動の反省と次年度の計画立案
安全管理	学校安全に関する組織/活動(研修含む)	(OPTA総会) ○生徒指導連絡協議会 ○春の全国交通安全運動	○学校評議員会	○学校安全衛生委員会 ○秋の全国交通安全運動	○秋の全国交通安全運動 ○応急手当講習会(市)	○生徒指導連絡協議会 ○応急手当講習会(市)	○生徒指導連絡協議会	○生徒指導連絡協議会	○生徒指導連絡協議会	○学校評議員会 ○学校安全衛生委員会	○今年度活動の反省と次年度の計画立案

